

民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度に関する  
海外動向調査報告書

2007年6月  
新日本監査法人

新日本監査法人  
 ERNST & YOUNG

# 目次

目次	2
第1章 調査の概要	1
0. はじめに	1
0.1 調査の目的	1
0.2 調査の方法と報告書の構成	1
第2章 「社会的責任」に関する諸制度の海外動向	2
0. はじめに	2
0.1 調査範囲	2
0.2 調査手法	2
0.3 報告書の構成	2
0.4 用語および記載方法について	2
1. 諸外国における取り組み	4
1.1 政府のCSR推進体制	4
1.2 環境・社会情報の開示制度	17
1.3 社会的責任購入の促進策	42
1.4 社会的責任投資の促進策	47
1.5 社会的責任調達への促進策	56
1.6 普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング	61
1.7 関係団体単独・政府と関係団体の協働での取り組み	78
2. EUレベルにおける取り組み	85
2.1 EUにおけるCSR推進体制	85
2.2 社会的責任に関する報告書のガイドラインおよび表彰	103
2.3 社会的責任購入の促進策	105
2.4 社会的責任投資の促進策	108
2.5 社会的責任調達への促進策	110
2.6 普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング	113

3.	国際機関等による取り組み	116
3.1	社会的責任に関するガイドライン	116
3.2	社会的責任に関する評価・保証制度	129
4.	国際的マルチステークホルダー・イニシアチブによる取り組みの動向	131
4.1	グローバル・リポーティング・イニシアチブ (Global Reporting Initiative)	131
4.2	アカウントビリティ社 (AccountAbility)	134
4.3	コー円卓会議 (Caus Round Table)	136
4.4	ソーシャル・アカウントビリティ・インターナショナル (Social Accountability International)	140
5.	参考資料	145
5.1	参考文献	145
5.2	参考 URL	148
第 3 章 「公益通報者保護制度」に関する諸制度の海外動向		154
0.	はじめに	154
0.1	調査範囲	154
0.2	調査手法	154
0.3	報告書の構成	154
0.4	用語および記載方法について	154
1.	英国における公益開示法 (Public Interest Disclosure Act)	155
1.1	英国における制度導入の経緯	155
1.2	英国公益開示法の概要	155
1.3	英国における制度導入後の状況及び課題	159
2.	オーストラリアにおける内部通報制度:	161
2.1	オーストラリアにおける制度導入の背景と経緯	161
2.2	南オーストラリア州内部通報者保護法 (Whistleblowers Protection Act)の概要	162
2.3	オーストラリアにおける制度導入後の状況及び課題	164
3.	ニュージーランドにおける内部通報制度: 開示保護法 (Protected Disclosure Act)	167
3.1	ニュージーランドにおける制度導入の経緯	167

3.2	ニュージーランド開示保護法の概要 .....	167
3.3	ニュージーランドにおける制度導入後の状況及び課題 .....	170
4.	南アフリカにおける内部通報制度:開示保護法(Protected Disclosure Act) .....	173
4.1	南アフリカにおける制度導入の背景 .....	173
4.2	南アフリカ PDA の概要 .....	173
4.3	南アフリカにおける制度導入後の状況および課題 .....	176
5.	米国における公益通報者保護制度 .....	178
5.1	米国における公益通報者保護制度の概説 .....	178
5.2	米国における公益通報制度の概要 .....	178
5.3	NGO の取り組み .....	189
6	韓国における内部通報制度:腐敗防止法 .....	191
6.1	韓国における制度導入の経緯 .....	191
6.2	国家清廉委員会(Korea Independent Commission Against Corruption) .....	191
6.3	韓国腐敗防止法の概要 .....	192
6.4	韓国における制度導入後の状況及び課題 .....	195
7	参考資料 .....	197
7.1	参考文献 .....	197
7.2	参考 URL .....	198

# 民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度に関する 海外動向調査報告書

## 第1章 調査の概要

### 0. はじめに

#### 0.1 調査の目的

本報告書は、平成 18 年度「民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度に関する海外動向調査」の結果に係る調査報告書である。

本調査は、今後日本での消費者行政のあり方、及び新たな制度的枠組の構築を検討する上で、の示唆を得るために、諸外国における関連諸制度の動向についてレビューを行い、もって今後の施策検討に資することを目的としている。

本調査では、民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度として、具体的には、①「企業の社会的責任」に関連する諸制度、②「公的通報者保護制度」の2つを調査テーマとし、一連の調査を行ったものである。

#### 0.2 調査の方法と報告書の構成

本調査では、いわゆる「レビュー調査」を基本的な調査アプローチとして採用している。すなわち、各調査テーマに関連する、内外の公刊資料やウェブ情報を収集、整理し、分析を行った。また、関連する資料の入手に際し、必要に応じ、海外の関係諸官に対して資料請求を試みた。

調査結果は、上記の2つの調査テーマごとに、以下の各章において詳述、報告を行う。

## 第2章 「社会的責任」に関する諸制度の海外動向

### 0. はじめに

#### 0.1 調査範囲

本章の調査対象は、「社会的責任」に関する諸制度の海外動向である。調査範囲は、米国、カナダ、オーストラリア、2005年時点でのEU加盟国のうち22カ国（オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国：アルファベット順、以下同）とする。

#### 0.2 調査手法

本章は、公刊資料およびその他ウェブサイト等から入手可能な文書を中心とした文献調査を主としている。欧州各国の資料としては、欧州委員会が2006年に発行した「企業の社会的責任 欧州連合における国家公共政策」(Corporate Social Responsibility - National public policies in the European Union)を主な出典としている。本章で用いた参考資料は、章末の「参考文献」および「参考URL」にまとめて記載している。また、「1.2 環境・社会情報の開示制度」に関しては、公刊資料以外の参考資料として、上智大学経済学部 上妻義直教授のご厚意により、ご指導および資料のご提供を賜った。同じく、「1.4 社会的責任投資の促進策」に関しては、高崎経済大学経済学部 水口剛准教授のご厚意により、ご指導および資料のご提供を賜った。

#### 0.3 報告書の構成

本章では、「社会的責任」に関する諸制度の海外動向を、取り組みの実施主体を①各国政府、②EU委員会、③国際機関、④国際的マルチステークホルダー・イニシアチブ、に分類しそれぞれの取り組み別に記載している。

#### 0.4 用語および記載方法について

本章では、海外の行政機関や年次報告書等に係る用語や記載方法について、以下の通りに統一した。

「持続可能な発展」:特に欧州においては、「持続可能な発展」という言葉を用いる場合、企業の存在を「持続可能な発展」の主体の中心であることを前提としている。そのため、特に本文中に注記がない場合は、「持続可能な発展」を「CSR」(企業の社会的責任)とほぼ同意義とみなし取り扱っている。

- 海外の行政機関 :ウェブや他の資料にて、日本語での名称が公式に用いられている場合は、当該日本語名称を用いた。公式な日本語名称が確認できなかった場合は、Ministry of Social Affairs 等の監督官庁は、社会問題「担当」省と訳した。
- 海外の機関 :ウェブや他の資料にて、日本語での名称が公式に用いられている場合は、当該日本語名称を用いた。公式な日本語名称がなく、本報告書にて適当な邦訳を与えた場合は、日本語名称(英語名称)のように記載した<記載例>国家経済社会フォーラム(National Economic and Social Forum)。また、英語以外の言語で適当な邦訳および英訳が見つからない単語に関しては、原語をそのまま据え置いた。
- Ethical :固有の名詞の一部として“ethical”が用いられている場合は、「エシカル」、形容詞として”ethical”が用いられている場合は、「倫理的」と訳した。
- 調査対象国の略語 :本文中に挿入した表では、調査対象国名を英語表記の略語を用いてあらわした。「AU」=オーストリア、「BL」=ベルギー、「CZ」=チェコ共和国、「DE」=ドイツ、「DM」=デンマーク、「ES」=スペイン、「FI」=フィンランド、「FR」=フランス、「HU」=ハンガリー、「IE」=アイルランド、「IT」=イタリア、「LA」=ラトビア、「ML」=マルタ、「NL」=オランダ、「NR」=ノルウェー、「PL」=ポーランド、「PT」=ポルトガル、「SL」=スロベニア、「SW」=スウェーデン、「UK」=英国、「US」=米国、「CA」=カナダ、「AL」=オーストラリア

1. 諸外国における取り組み

1.1 政府の CSR 推進体制

1.1.1 概要

当調査対象は、欧州 22 カ国、米国、カナダ、オーストラリアの計 25 カ国である。政府の推進体制という点に関しては、米国では政府による直接的関与が少なく、推進体制がほとんど整備されていない。一方で、欧州では、域内での統合的フレームワークや CSR の標準化に向けた法制度化が整備されはじめている。欧州における各国の CSR 推進体制の整備状況は、下記の図表（欧州各国における CSR 推進体制の整備状況）の通りである。本項では、EU を中心に政府の推進体制に関し、①担当大臣、②閣僚会議、③専門省庁の設置、④担当省庁の属性、⑤CSR に関する戦略、⑥マルチステークホルダー・フォーラム、の 5 項目に分類し、それぞれ特徴的な取り組みについて記述する。

< 欧州各国における CSR 推進体制の整備状況 >

	A	B	C	D	D	E	F	F	H	I	I	L	L	L	M	N	P	P	S	S	U	C	A
	U	L	Z	E	M	S	I	R	U	E	T	A	T	U	L	L	L	T	L	W	K	A	L
担当大臣の設置								△														○	
閣僚会議の設置			△					△															
専門省庁の設置																							
担当省庁が労働・社会問題担当省	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
担当省庁が企業・経済担当省	○			○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○		○	○	
担当省庁が環境問題担当省				○		○						○			○	○				○			○
CSRに関する戦略等の公表	△		△	△				△									△		△		△	○	△
マルチステークホルダー・フォーラムの設置		○		△				△		△	○	△			△								

※○＝CSR、△＝持続可能な発展

1.1.2 CSR 担当大臣の設置

CSR 担当大臣の設置については、当調査時点では英国とフランスを挙げることができる。

英国では、2001 年 4 月に貿易産業省 (Department of Trade and Industry、以下 DTI) の閣外大臣として世界で初めて CSR 担当大臣を設置し、同時に DTI 内に CSR 担当部局の設置および CSR 専門のウェブサイトの開設を始めた。英国での大臣の責任と権限を規定した「行政上の責任に関するリスト」によると、CSR 担当大臣は、産業および地域に関する閣外大臣であり、CSR 以外の責務として、企業の成長とビジネス投資、地域経済の強化、ビジネスチャネルの効率化、小企業サービス、E コマース、産業界とのコミュニケーションおよび情報、会社法施行等が含まれている

<sup>1</sup>。

DTI および CSR 担当大臣の役割は、企業に対する持続可能な発展を定義するための最小限の基準の作成および企業が法的基準を超過するパフォーマンスをあげるための促進策やインセンティブの提示であるとしている。具体的な促進策やインセンティブは、スキル開発やベスト・プラクティスのためのガイダンス、透明性の奨励などとされている<sup>2</sup>。

一方フランス政府は、2001 年に経済財政産業大臣(企業統治担当)、社会労働大臣(雇用社会担当)および、環境持続可能な発展大臣(環境担当)を CSR 担当大臣として任命した。大臣の設置法令は確認できないが、大臣の職務のひとつとして、後述(1.1.7 マルチステークホルダー・フォーラム/イニシアチブ)の 2003 年 1 月に設置された国家持続可能な発展協議会の設置法令(Decree No. 2003-36)7 節では、「持続可能な発展を担当する大臣は、持続可能な発展のための国民協議会に対して、大臣としての責任を負わなければならない」と、規定している。

### 1.1.3 CSR 閣僚会議の設置

調査対象国中で、CSR を専門的に取り扱う閣僚会議の存在は確認できない。

ただし、フランスおよびチェコ共和国では、国家の戦略的な持続的発展を推進、支援、水平展開するための公的機関として位置づけられた閣僚会議が設置されており、持続可能な発展の重要課題として CSR が取り扱われている。

フランスでは、後述する(1.1.6 各国における CSR に関する戦略)「国家の持続可能な発展戦略」において、CSR を持続可能な発展のための主要な課題と位置づけている。その上で、持続可能な発展に関する閣僚会議を設置し、同戦略の推進に対する機能と権限を付与している。具体的な名称や設置法令等は以下の通りである。

---

<sup>1</sup> Cabinet Office, *List of Ministerial Responsibilities - Including Executive Agencies and Non-Ministerial Departments*, Nov. 2006.

<sup>2</sup> CSR.gov.uk ウェブサイト (<http://www.csr.gov.uk/faqs.shtml>)

①評議会名称	「持続可能な発展に関する閣僚会議 (Interministerial Committee for Sustainable Development、以下 ICSD)
②設置法令	持続可能な発展のための閣僚会議の設置に関する法令 (Decree setting up the Interdepartmental Commission for Sustainable Development) における首相と環境及び持続可能な発展担当大臣の報告を基礎としている。
③設置年度	2003 年 2 月
④会議構成員	首相または環境及び持続可能な発展担当大臣の権限により召集される、全閣僚および大統領の代理人 (2 節)。
⑤権限及び機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に地球温暖化と重大な自然災害の防止に関して、持続可能な発展を支持するための、政府の方針の決定および、確実な施行 (3 節)。また、この目的を達成するために、委員会は次のことを義務とする： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第 5 節により規定される常任委員会が作成する、「持続可能な発展のための国家戦略」の採択。ただし、その戦略は、ヨーロッパにおけるフランスの立場および公約と確実に整合させなければならない。また、国際的な協力と発展のための国際委員会と確実に連携させなければならない。</li> <li>② 国政において持続可能な発展目標を含むアクション・プランに賛同しなければならない (3 節)。</li> </ul> </li> <li>・ 持続可能な発展のための国家戦略、およびアクション・プランの遂行についての年次経過報告書の承認 (4 節)。</li> <li>・ 各大臣は、持続可能な発展のための国家戦略に対する自らの省庁の分担の準備を担当する。また、関連するアクション・プランを統一し、その実施の進捗を報告する上級公務員を任命しなければならない。上級公務員は、持続可能な発展を担当する大臣に任命された上級公務員が議長を務める常任委員会を組織しなければならない。常任委員会は持続可能な発展のための部門間委員会の決議案を作成しなければならない。主要リスク研究会の代表者、および部門間地球温暖化研究会の議長は、常任委員会の法律上のメンバーである (4 節)。</li> <li>・ 首相、環境と持続可能な発展の大臣、および、持続可能な発展を担当する閣外大臣は、この法令を実施するために、それぞれ自らの分野における活動に責任を負わなければならない。</li> </ul>
参考	フランス持続可能な発展に関する調査報告書 ( <a href="http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php">http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php</a> )

チェコ共和国は、2003 年 8 月に持続可能な発展のためのチェコ評議会 (The Sustainable Development Council of the Czech Government) を設立し、チェコ政府による持続可能な発展

と戦略的マネジメントに対するアドバイザー、推進、協力を行うための機関としている。ただし、設置法令およびチェコ共和国における持続可能な発展における CSR の位置づけは、確認できない。

#### 1.1.4 専門省庁の設置

当調査時点では、CSR 専門省庁を設置している国は確認されていない。

#### 1.1.5 担当省庁の属性<sup>3</sup>

当調査時点では、CSR 専門省庁を設置している国は確認されず、各 CSR に関連する省庁が担当している。EU において CSR とは、「環境面、社会面、経済面での利益を統合し、Win-Win の関係を作り出す」というトリプル・ボトム・ラインを志向している。そのため、各国における CSR 担当省庁は、環境問題担当省、社会・雇用問題担当省、経済問題担当省が担っているか、あるいは、それぞれの省庁が適切な業務を分担している。

最も CSR 担当省庁として多く見られるのは、労働・社会問題担当省であり、英国を除くすべての国で労働・社会問題担当省が CSR の一部または全般を担当している。また、ドイツ、スロベニア、スペイン、オランダでは、環境問題担当省が CSR 担当省庁の機能を有しているが、同省が単独で CSR 施策を担当しているわけではなく、環境面の施策を限定的に担当している。

英国では、DTI が、CSR に関する責任および権限を一元的に所有し、英国の CSR 施策の中心的役割を果たしている。英国と同様にカナダでは、カナダ産業省法(1995 年)にて、持続可能な発展に関する法規制の権限および責任をカナダ産業省大臣に付与している(第 5 条(a))。これに伴い、カナダでの CSR 施策や戦略は、カナダ産業省が主体と成っている。

フランスでは、持続可能な発展戦略に CSR を明確に位置づけているが(1.1.6 各国における CSR に関する戦略にて後述)、同戦略の作成と実施に関しては、環境および持続可能な発展担当省庁が責任および権限を持つとされ、同省が CSR に関するイニシアチブを担っている。

#### 1.1.6 各国における CSR に関する戦略

調査対象である EU22 カ国中、オーストリア、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、マルタ、ポルトガル、スロベニア、英国の 10 カ国が持続可能な発展に関する戦略を策定して

---

<sup>3</sup>本調査では、欧州各国の CSR 推進体制の現状基本的な情報は、欧州委員会が 2006 年に発行した「企業の社会的責任 欧州連合における国家公共政策」(Corporate Social Responsibility National public policies in the European Union)を出典としている。本項では、同文書中で、連絡先として記載してある省庁を「担当省庁」と定義する。

おり、アイルランド、ラトビア、スロベニア、スペイン、フランスで環境に関する戦略を策定していることが確認できた。

持続可能な発展に関する戦略において、CSR を主要な課題と明確に位置づけている事例としては、英国、フランスおよびカナダを挙げることができる。

#### <イギリスの取組>

英国政府は、スコットランドやウェールズ、地方自治体や地方当局への権限委譲という英国の変化や、国際的には 2002 年の持続可能な発展についての世界サミットなどを考慮した上で、2005 年 3 月に「英国政府の持続可能な発展の戦略」を発表した。

この中で、第 3 章「一つの惑星としての経済」:持続可能な消費と生産」における「6. 経済及び主要セクターにおける変化を取り次ぐ」の節において、CSR を「英国企業に、自らの及ぼす経済的、社会的、環境的影響を考慮に入れることについて理解させる。また、英国企業が操業するすべての場所—局地的、地域的、国際的—において、主要な持続可能な発展について、企業が対応できる課題に取り組むこと」と定義した上で、政府の役割を「本国と海外において CSR を促し、改善すること」としている。

また、2005 年の最終版「企業の社会的責任 国際的戦略のフレームワーク」では、「国際的な CSR に対する英国の目的」の中で、「英国政府は、責任ある企業行動が、国際的持続可能な発展—人権、貿易、投資、貧困撲滅、環境保護と環境破壊—における英国の目標に対して、最大限に積極的に貢献すると同時に、負の影響に効率的に対処することを可能にするような環境の整備を支援する」ことを英国政府の取り組みのひとつとして挙げている。また同書では、CSR の対象、手段、認識およびベスト・プラクティスの実現のための英国のプロセスおよびアクション・プラン (Priority Action) を記載している。アクション・プランは以下のとおりである。

- ・ 「持続可能な発展に企業が与える影響」および「政府の取り組みの影響」に関する評価および遂行を任務とする専門的な諮問グループの期間限定的な設置。
- ・ 英国が EU の議長国を担当する時期および G8 開催時を、同アジェンダを牽引するための機会としての有効活用。
- ・ 「政府が支援する国際的 CSR イニシアチブの影響」、「国際的 CSR に対する政府の全般的な目標の実現の進展」、および「英国政府の国際的 CSR に対する方針の影響」に関する評価方法の開発。
- ・ 政府機関を含むあらゆるステークホルダーとの協働による、効率的な戦略の開発。
- ・ 国際的な(発展途上国の)持続可能な発展のための目標に貢献する CSR ガイドラインの企業

による遵守の促進および検証。

- ・ 国連人権高等弁務官 (UNHCHR) の「多国籍企業と関連する企業の人権に関する責任についての規範」の協議プロセスに対する積極的な支援。
- ・ 既存の技術協力や貧困削減プログラムを通じた、海外の CSR の支援。

#### <フランスの取組>

フランスでは、2002 年 9 月に開催された、持続可能な発展に関するヨハネスブルク首脳会議に対する反応として、シラク大統領の権限の下に 2003 年 6 月に「国家持続可能な発展戦略」(National Sustainable Development Strategy、以下 NSDS)の採択を行った。

このうち、「経済活動、企業および消費者」の項にて、経済活動が持続可能な発展の中心にあると位置づけている。また、持続可能な発展に係る利害関係について世界規模で認識されてきている動きに合わせて、フランス企業が社会的および環境的責任を十分に行使することが提案されていると指摘している。その上で、経済活動分野における持続可能な発展のための課題として、以下の 5 項目を挙げている。

- ① 全企業に対する、持続可能な発展のための取り組みへの参画の奨励。
- ② 持続可能な発展と、製品・サービスおよび消費手法との統合。
- ③ 持続可能な発展に関連する分野における革新と企業の創造の開発。
- ④ 企業の社会的環境的責任および適切なガバナンスの発展。
- ⑤ インセンティブとなる財政システムの州レベルでの推進。

#### <カナダの取組>

カナダでは、カナダ産業省が「持続可能な発展戦略 2006-09」を公表し、国家の持続可能な発展のための戦略と 2006 年から 2009 年における行動計画を明示している。

この中で、3.2「持続可能性のためのツール、慣行、研究及び認識」の項における、「企業の社会的責任マネジメント・ツールと適用の拡大」および「企業責任と持続可能な認識の促進」の節において、持続可能な発展の文脈の中で、「CSR は、企業活動の経済、環境、社会的規範の統合方法」であり、「企業活動の改善と収益の増加等の、カナダの政策優先事項の実現に貢献することが可能であると同時に、国内の生活水準と生活の質の向上にも貢献する」と位置づけ、その上で、カナダ産業省が CSR の発展と CSR マネジメント・ツールの利用促進のためのイニシアチブとして機能するとしている。同イニシアチブの詳細は、以下の通りである。

### カナダの産業がCSRを実施するための基盤の強化

- ・ 国内、海外レベルのCSR基準の適合（例えば、カナダ産業省が2006年に作成したCSR自主実施ガイドの国際化）
- ・ CSR志向のビジネスアプローチの実施を支援するための新しいCSRツール、規格、実施、評価プロセス。また、CSRの応用に役立つイベントの企画、実施、宣伝の促進。
- ・ CSRの観点から見た「消費者」の捉え方を改善するために、消費者に関連するCSRチェックリスト、CSR関連ツールを開発し、消費者問題局の内部での新しいCSR実施ガイドのパイロットテストの実施および同ガイドのカナダ産業省ウェブサイト上への掲載。
- ・ カナダ産業省に申し込みのあったCSRグッド・プラクティスの理解促進のための研究支援。

### 責任及び権限

- ・ 戦略的政策部門・消費者問題局

### 期待される3年間での効果

- ・ CSRツールの知識能力を強化し、カナダの市場においてCSRを広範に応用する。

### パフォーマンス指標

- ・ 新しいCSR国際ガイドのウェブ検索数
- ・ カナダ産業省のCSR実施ガイドに関するウェブページへの訪問者数
- ・ カナダ産業省のCSRウェブサイトへの訪問者数
- ・ 持続可能な発展戦略の中間評価と課題の精査の実施により特定されるCSR知識能力向上

また、CSRに関する国内の認識拡大のための産業省の行動計画は、以下の通りである。

- ・ 会議やワークショップ、セミナーによる、企業責任や持続可能性の周知。
- ・ 企業や産業部門における関連する研究成果の共有の支援および、カナダの産業によるCSR報告の量と質の向上の支援。
- ・ CSR部門のウェブサイトの充実および周知。
- ・ 知識基盤と従業員のスキル向上のためのツール開発および各種イニシアチブと提携、CSRスキルと人的資源の強化のためのグッド・プラクティスの紹介。

### 責任および権限

- ・ 戦略政策局

### 期待される3年間での効果

- ・ 競争力のあるカナダの市場内でのCSR志向の取り組みが幅広く実施される。

### パフォーマンス指標

- ・ カナダの産業ごとの企業責任や持続可能性報告のレベル。
- ・ 産業ごとのCSRパフォーマンスに関する国家発展レポートから導き出される結論。
- ・ 産業セクター内でのCSRグッド・プラクティスの周知。
- ・ CSRウェブサイトへの訪問者数。

### 参照 URL

英国持続可能な発展戦略 (<http://www.sustainable-development.gov.uk/>)

フランス持続可能な発展に関する調査報告書 (<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

カナダ産業省ウェブサイト (<http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/sd-dd.nsf/en/home?OpenDocument>)

#### 1.1.7 マルチステークホルダー・フォーラム/イニシアチブ

欧州では、成熟した市民セクターが育んだ NGO、市民団体、また労働組合の存在と、欧州委員会による勧告を牽引役として、ビジネス組織、NGO によるマルチステークホルダーのためのイニシアチブ、フォーラム、プラットフォーム等が多数運営されている。

これらの組織規模は、グローバルレベル、国家レベル、地域レベルの 3 つに分類することができる。主導機関は、国連、EU、各国政府、NGO、ビジネス組織である。

現在、EU 域内では、政府主導でマルチステークホルダーによる組織が設置されている。その活動内容や組織形態は、専門機関の設置からワークショップの開催、勉強会や研究会の開催など様々である。本項では CSR 専門アドバイザー組織としてのマルチステークホルダー・フォーラムについて詳細を記載する。

##### 1.1.7.1 CSR 専門アドバイザー組織

マルチステークホルダー・フォーラムは、政策決定過程におけるステークホルダー・エンゲージメントの実施を目的として、政府により設置されたマルチステークホルダー・フォーラムのことをいう。マルチステークホルダー・フォーラムは、CSR 専門アドバイザー組織として、組織における討議結果や活動結果を、各国の政策へ反映させるという、政策提言の実施を役割としている。そのため、活動内容は、特定の分野に関する会議の開催、プロジェクト・チームによる活動、調査や政策提言

の討議などとなっている。欧州では、①イタリアと②ベルギーが政策提言を目的としたマルチステークホルダー・フォーラムを設置している。

#### ① イタリア

##### ■ 企業の社会的責任のためのマルチステークホルダー・フォーラム

(Italian Multi-Stakeholder Forum for Corporate Social Responsibility、以下 CSR フォーラム)

##### 運営主体、支持団体

CSR フォーラムは、イタリアの関連機関、労働者、労働組合、市民団体からの参加者で構成されるマルチステークホルダー・フォーラムである。CSR を促進するための戦略の審議を目的として、定期会合と円卓会議を開催している。

##### 参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

労働・社会問題担当省、関連機関、労働者、労働組合、市民団体からなる。参加団体の選定方法・委員の人選方法は、確認できない。

##### 意思決定方法その他の規則

意思決定方法については確認できない。

##### 組織構造と役割・権限他

主宰および議長は労働・社会問題担当省が担当している。

CSR フォーラムは、定期会合とテクニカル円卓会議を開催している。定期会合の中には、4 つのテクニカル円卓会議を設置している。設置目的は以下のとおりである。

- (1) CSR の普及。出席者の経験やグッド・プラクティス等を共有する場の設定の支援。
- (2) 中小企業における CSR の促進。
- (3) 透明性の向上、および CSR のグッド・プラクティスやツールの収集。
- (4) CSR と持続的な発展。

##### 設立

2004 年 5 月 労働・社会問題担当省 (the Ministry of Labor and Social Affairs) により設立。

##### 参照 URL

Italian Multi-Stakeholder Forum ウェブサイト

([http://www.welfare.gov.it/CSR\\_cd/html\\_en/presentazione\\_2004.html](http://www.welfare.gov.it/CSR_cd/html_en/presentazione_2004.html))

## ② ベルギーフランドル地方政府

### ■ トリビジ・プロジェクト(Trivisi Project)

#### 運営主体、支持団体

トリビジ・プロジェクトは、特定の雇用・社会福祉性策にステークホルダーの意見を盛り込むことを目的に、ベルギーフランドル地方政府の採択により実施されたプロジェクトである。

#### 参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

参加者・参加団体に関する具体的内容は確認できない。

#### 意思決定方法その他の規則

意思決定方法については確認できない。

#### 組織構造と役割・権限他

トリビジ・プロジェクトは、フランドル地方政府雇用・観光省が主宰、開催および調整に関する責任を負う。同プロジェクトでは、①差別の撤廃と多様性の尊重、②研修・教育の促進、③ステークホルダーとの対話促進、の3つの課題の解決のために、参画型の作業部会を2期にわたって推進してきた。

第1期目は、多様性、障害者・マイノリティ・移民雇用の際の人材活用方針と具体的ガイドラインの開発やCSR自己評価ツールの開発と活用法の確立等が達成された。

また、第2期目では、より具体的なツールとして、中小企業向け自己評価ツールの開発と活用法、職業学校や大学向けのCSRコースの開発と導入法、教育レベルの低い対象者向けの研修方法の開発、雇用市場の求める人材・能力に近づけるための障害者の能力開発と研修、服役後の雇用支援パイロット・プロジェクトとガイドブックの出版がされた。

#### 経緯および活動内容等

2000年 フランドル地方政府雇用・観光省により稼動を開始した。

2001年～2004年 作業部会を開催し、人材活用方針、具体的ガイドラインや中小企業向け自己診断ツールの開発及び活用、キャパシティ・ビルディングの開発および導入、雇用支援パイロット・プロジェクトおよびガイドラインの出版等を行う。

2005年 デジタル・リソース・センターの設置、CSR ツールおよびノウハウの情報提供体制の整備。

トリビジ・プロジェクトにより開発された指標や評価を雇用・社会福祉政策への反映を決定。

## 参照 URL

トリビジ・プロジェクトウェブサイト(<http://www.trivisi.be/index.htm>) (フランス語)

また、CSR を専門的に課題とするマルチステークホルダー・フォーラムではないものの、利害関心の異なるステークホルダーによる政策提言を目的としたフォーラムの参考として、③フランス、④ドイツの例を記載する。

### ③ フランス

#### ■ 持続可能な発展のための国家委員会

(National Sustainable Development Council、以下 NSDC)

#### 運営主体、支持団体

フランス政府が主導し、2003 年 1 月に設立(第 1 節)。

#### 参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

- ・ 議長および、持続可能な発展を担当する大臣による提言を受けた首相の命令により任命された 90 人のメンバーで構成され、4 グループに分けられなければならない(4 節)

(1) 地方自治体の代表

(2) 企業および経済的分野、業界団体、労働組合の代表

(3) 持続可能な発展の分野で活動している団体や NGO、消費についての規約 L.411-1 条項の規定のもとで認可された消費者団体の代表

(4) 持続可能な発展の問題についての専門的知識において、能力のある優れた人物

(具体的な参加団体の選定方法・委員の人選方法は、確認できない。)

- ・ 持続可能な発展のための国民協議会のメンバーの、最初の任務期間は一年でなければならないが、その後延長されることもある。持続可能な発展のための国民協議会のメンバーは、無償で義務を果たさなければならない(5 節)。

- ・ 持続可能な発展のための国民協議会の議長は、首相の命令により任命され、任務期間は三年でなければならない。その期間は延長されることもある(6 節)。

#### 意思決定方法その他の規則

意思決定方法については確認できない。

#### 運営委員会の役割・権限他

- ・ 年に一度政府に報告書を提出しなければならない(3 節)。
- ・ 持続可能な発展を支持するべく政府の方針を支援しなければならない(2 節)。
- ・ 持続可能な発展のための国家戦略の準備、フォローアップ活動および評価に参加しなければならない(2 節)。
- ・ 首相は持続可能な発展に関する問題について、NSDC の意見を求めることがある(2 節)。
- ・ 持続可能な発展に影響を与える議案や法案についての相談に応じることがある(2 節)。
- ・ 必要に応じてまたは少なくとも年に 4 回、議長に招集されて会合を持たなければならない(8 節)。

#### 参照 URL

フランス持続可能な発展に関する調査報告書(<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

フランス国立宇宙研究センター (the Centre National d'Etudes Spatiales, CNES) ウェブサイト (<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

#### ④ ドイツ

##### ■ 持続可能な発展のためのドイツ評議会

(German Council for Sustainable Development、Rat für Nachhaltige Entwicklung、以下 RNE)

#### 運営主体、支持団体

RNE は、2001 年 4 月、シュレーダー首相によって設立され、17 人の公職者で構成されている。委員長は、ベリングポイント社の専務であるフォルカー・ハウフ博士である。

#### 参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

参加者・参加団体の範囲、選定方法等については確認できない。

#### 意思決定方法その他の規則

意思決定方法その他の規則については確認できない。

#### 運営委員会の役割・権限他

RNE は、持続可能性に関する国家戦略実現への貢献活動の推進、取り組むべき活動エリアおよびプロジェクトの特定、重要課題としての持続可能性への国民の意識の向上を責務として

いる。また、この責務の実現のため、主に連邦政府とステークホルダーとの議論の中で、持続可能性に関する国家戦略の形成と、継続的な発展のための活動を行っている。

#### 経緯および活動内容等

2001年4月 シュレーダー首相により設立。

2002年4月 連邦政府が持続可能な発展のための戦略を採択。RNEが立案した、省エネルギー、持続可能な国土利用、持続可能な消費キャンペーンに関する4つのプロジェクトを盛り込んだ。

2004年11月 連邦政府が持続可能な発展に関する進捗状況報告書を公表。

これ以外にも、RNEは、特別な方法により目標を定量化することで明確にし、採択した持続可能性に関する方針をこれらの指標により測定することとした。また、欧州の環境・持続可能性評議会のネットワークを通じて、欧州の持続可能性戦略の見直しについての議論に参加し、作業部会や政界の政策立案者への提出文書を通じた、活発な意見の提示を予定している。

#### 参照 URL

RNEウェブサイト([http://www.nachhaltigkeitsrat.de/service/links\\_e/index.html](http://www.nachhaltigkeitsrat.de/service/links_e/index.html))

## 1.2 環境・社会情報の開示制度

欧州での企業による環境・社会情報の開示は、法制度の整備よりも企業の取り組みが先行している。すでに 1990 年代の後半から、環境や社会に関する企業活動関連情報は、自主的に開示されるようになってきている。当初は、「環境報告書」や「社会報告書」という形態が多かったものの、環境や社会と経済の相互作用の全体像を視野に入れた企業戦略を掲載する傾向に呼応して、「持続可能性報告書 (Sustainability Report)」や「コーポレート・シチズンシップ・レポート (Corporate Citizenship Report)」などの形態がとられるようになってきている。

EU では、「会社法(会計法)現代化指令」(2003/51/EC、以下現代化指令)が 2003 年に採択されたことを契機として、同指令の履行法として、企業の非財務情報に関する法制度の整備が推進されてきた。同指令により、EU 域内では企業の発展やパフォーマンス、商況を理解する上で必要であると判断される場合は、環境面や社会面の分析や情報を開示することが義務化されている。ただし、会計指令に含まれる特定の基準についての解釈は加盟国により異なるため、現在のところ①対象企業、②対象報告書、③企業の CSR の自主的取り組みの一環としての情報開示義務内容等、各国間の開示枠組みには大きなばらつきがあり、CSR 情報の比較可能性が保たれているとは言い難い。

### <会社法現代化指令と EU 加盟諸国の履行法設置状況>

EU		EU 加盟諸国
—	1997 年	会計法(スウェーデン)※会計法現代化指令に先行詞環境情報開示を制度化)
リスボンサミット「リスボン戦略」コミュニケーション『EU 金融報告戦略:今後の方法』	2000 年	—
委員会提言 2001/453/EC	2001 年	—
国際会計基準の適用に関する規制(欧州委員会)No1606/2002(以下 IAS 規制)の導入	2002 年	年次計算書法(デンマーク)
会計法現代化指令交付	2003 年	商法改正(フランス)
—	2004 年	商法改正(ドイツ)
—	2005 年	民法改正(オランダ)
—	2006 年	会社法改正(英国)

### 1.2.1 社会的責任報告書の制度化

調査対象とした欧州 22 カ国、米国、カナダ、オーストラリアの計 25 カ国中、環境・社会情報の

開示義務を規定する法令を有する国は、ドイツ、デンマーク、フィンランド、フランス、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国、米国、カナダ、オーストラリアの 12 カ国である。うち、デンマーク、カナダ、オーストラリアを除く 9 カ国が、環境・社会情報を年次報告書において開示することを義務付けている。

デンマークでは、特定の産業に従事する上場企業に対して、環境報告書の作成することと、年次報告書に対して補完的な報告書を作成し、社会的責任および環境に関する情報を開示することを義務化している。オランダも同様に、特定の基準に該当する企業(施設)に対し、環境報告書を作成し、製造工程の直接的な環境影響について開示することを義務付けている。カナダでは、金融機関に対して公的説明責任に関する報告書(PAS)を発行し、当該金融機関の経済と社会に対する貢献に関する情報を公開することを義務化している。

#### 1.2.1.1 開示義務内容

開示義務の内容としては、①事業組織の業績や期末残高、経過に関連する情報という視点からみた場合の非財務情報、②事業組織の活動が影響を与える環境・社会情報、に分類することができる。前者の例として、英国およびオランダでは、株主が企業戦略と目的達成度を判断するために必要な範囲である場合に、非財務情報を開示することを定めている。スペインでは、環境関連の資産や投資、費用を財務諸表の中に入れて開示することを定めているほか、米国では、環境に関わる法令遵守状況や訴訟リスク、事故リスクなど、経営上のリスク情報の一環として環境情報の開示が義務付けられている。後者の例としては、フランスやポルトガル、スウェーデン、デンマークを挙げることができる。これらの国では、事業活動により与える環境・社会情報を開示義務内容としている。開示義務内容に主要業績評価指標(Key Performance Indicators、以下 KPI)を設定している国は、フランス、オランダに限定されている。英国では、開示内容に関する KPI が指定されているものの、現在のところ当 KPI を用いた開示は任意とされている。

#### 1.2.1.2 適用対象企業

フランス、米国、オーストラリアでは、法令の適用対象企業は、上場企業とされている。英国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガルでは、それぞれ企業規模に関する基準を設定し、当該基準に該当する企業を、法令の適用対象としている。オランダでは、株式会社、有限会社、協同組合、相互保険会社、収益事業を営む財団等に対して年次報告書にて持続可能性に関する情報の開示を義務化する法令のほかに、許認可が必要な企業の 250 施設に対して、直接的な環境影響を開示する

環境報告書を作成し、政府へ提出することを義務化する法令を整備している。デンマークでも同様に、法令の適用対象企業を、当該企業が属する産業により選定している。

#### 1.2.1.3 評価・保証制度、罰則規定等

CSR 情報は、英国、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランスの年次報告書に関する開示規定において監査の対象とされている。一方で、ノルウェーおよびオーストラリアでは、CSR 情報は監査の対象から外されている。デンマーク環境計算書法では、環境情報は会計監査の対象から外されており、第三者に対する評価は任意としている。

罰則規定に関しては、民法や商法の二次法制として年次報告書に関する開示規定が設置されている場合は、民法や商法上の罰則規定が準用される。スウェーデン環境法では同法違反に対しては禁固刑を設置している、デンマーク環境計算書法では、同法違反に対して罰金刑を規定している。

#### 1.2.2 社会的責任に関するガイドライン

欧米の多くの国では、社会的責任報告書における開示事項を標準化することを目指して、社会的責任に関するガイドラインを公表している。これらのガイドラインには、前項で述べた、情報開示に関する法規制の履行に対応しているガイドラインと、企業の任意で発行しているその他の CSR 報告書や環境報告書など、各種の報告書の比較可能性を向上させるためのガイドラインとがある。

当調査時点の、欧州、北米、オセアニアにおける社会・環境情報の開示に関するガイドラインの整備状況は以下の図表（環境・社会情報開示に関する諸外国の取り組み）の通りである。調査対象とした欧州 22 カ国、米国、カナダ、オーストラリアの計 25 カ国中、政府がガイドラインを作成・公表している国は、オーストリア、ドイツ、ノルウェー、オランダ、英国の 5 ヶ国である。うち、情報開示関連法対応のための基ガイドラインは、ドイツ、ノルウェー、オランダ、英国で作成・公表されている。

< 環境・社会情報開示に関する諸外国の取り組み >

	AU	CZ	DE	D M	FI	FR	NR	ES	SW	NL	UK	US	CN	AL
環境・社会情報の開示に関する法令を有する国			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年次報告書での報告			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環境・社会情報に特化した報告書の作成				○					○	○			○	
報告対象産業の限定有				○					○	○			○	○
政府が基準・ガイドラインを作成・公表している国	○		○				○			○	○			
法対応としての基準・ガイドライン			○				○			○	○			
自主的取り組みとしてのガイドライン	○		○										○	○
政府と国際機関または民間の協働によるガイドラインを有している国											○			
特定の国際機関または民間によるガイドラインを政府が推奨している国		○												

1.2.3 環境・社会情報の開示に関する各国の取り組み

以下に各国の開示制度についての詳細を記述する。

1.2.3.1 英国

①法律名	2006 年会社法
②設置(改正)年度	2006 年 11 月(適用開始は 2007 年 10 月)
③所管官庁	貿易産業省(Department of Trade and Industry、以下 DTI)
④経緯	<p>1988 年 会社法の再検討(Company Law Review)委員会を組織し、抜本的見直しを開始。</p> <p>2000 年 10 月 ブレア首相が、FTSE350 に採用されている企業に対して、2001 年末までに環境報告書を作成・開示するよう呼びかけた。</p> <p>2001 年 7 月 会社法の再検討委員会の最終報告書が完成。</p> <p>2002 年 6 月 労働党パーラム下院議員が「企業責任法案(Corporate Responsibility Bill、以下 CORE 法案)」を議会下院に提出するが、審議対象とならなかった(以降、2002 年 10 月、2003 年 6 月、2004 年 1 月に同法案を提出するがいずれも廃案となった)。</p> <p>2002 年 7 月 DTI が「会社法の現代化」(Modernising Company Law)を公表。会社法の改正原案第 75 条 2 項に、取締役が OFR(Operating and Financial Review)への開示を検討すべきその他事項として、「事業に関連した環境問題、社会または地域の諸問題に対する会社の方針」という項目を掲げる。</p> <p>2002 年 12 月 独立した専門委員会(OFR Working Group、以下 OFR 委員会)を設置し、取締役が「その他事項」を OFR に記載する場合に判断基準となるべき「重要</p>

	<p>性」に関するガイドラインの策定を委嘱。</p> <p>2003年6月 OFR 委員会から、「重要性」概念、原則、手続きに関する実務ガイダンスの公開草案が公表され、パブリック・コメントを募集。</p> <p>2004年5月 「OFR 導入法公開草案」「取締役のための OFR 実務ガイダンス」を公表。OFR 導入法公開草案に対するパブリック・コメントを募集(～8月)。同年11月にパブリック・コメントに対する回答書を公表。</p> <p>2005年1月 OFR 導入法案を議会へ上程。</p> <p>2005年3月 OFR 導入に関する法改正を実施。2005年4月1日以降に開始する事業年度から適用が決定。</p> <p>2005年4月 DTI が OFR 作成ガイダンスを公表、5月に会計基準審議会(ABS)が OFR 報告基準を策定</p> <p>2005年11月 労働党のブラウン財務相が、英国産業連盟(CBI)の年次総会にて、OFR 導入法の廃止を宣言。DTI は、翌日、所管する各種規制の緩和策を公表し、OFR を完全に廃止。非財務情報は、会計法現代化指令に準拠した、非上場企業向けのビジネス・レビューに一本化された。ビジネス・レビューに開示すべき CSR 情報は、「環境情報・従業員情報を含む非財務的 KPI」に限定され、大規模企業のみが対象とされた(中規模企業は、加盟国選択権が適用されたことにより、開示義務が免除された)。</p> <p>2005年12月 環境保護団体のフレンド・オブ・ジ・アース(Friend of the Earth、以下 FOE) が、司法審査の事前手続きとして、ブラウン財務相に対し、OFR 導入法の廃止に対する弁明書を要求。</p> <p>2006年1月 OFR 開示規制の廃止法が施行。同月、FOE は「必要な事前協議なしに決定した OFR 導入法の廃止を違法である」として、高裁に対し司法審査を求める訴訟提起。</p> <p>2006年2月 FOE とブラウン財務相の間で和解が成立。和解条件としての会社法改正案におけるビジネス・レビュー規定に関して公開諮問(Consultation)期間の延長を実施。財界、NGO、会計士団体、アナリスト等から 100 通超の意見書が寄せられた。</p> <p>2006年5月 政府による修正案の公表。</p> <p>2006年11月 2006 年会社法の成立。</p>
⑤開示媒体	年次報告書
⑥開示項目	<p>i)法律上の規定</p> <p>環境、従業員、社会・地域社会、サプライ・チェーン(2006年5月の修正案で追加)に関する情報、これらに対する取り組み方針。</p> <p>(参考:OFR 導入法における開示項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社の場合は下記(a)～(d)を開示。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)環境に関する事項(会社の事業活動が環境に与える影響を含む)</li> <li>(b)会社の従業員に関する情報</li> <li>(c)社会及び地域社会の諸問題に関する情報(第3章)。</li> <li>(d)サプライ・チェーンに関する情報</li> <li>(e)上記のいずれかの情報が開示されていない場合には、「開示していない」ことを記載。</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模会社の場合は、(会社の状況を理解させるのに必要な範囲で)財務的および環境・従業員に関するものを含む非財務的 KPI による分析</li> </ul>
ii)基準上の規定(会計基準ではなく会計意見書に「健全な実務慣行」が要約されている)	基準名称	OFR 報告基準 (Reporting Statement: Operating and Financial Review)
	設置(改訂)年度	2006 年 1 月
	<p>(推奨される主要な開示のフレームワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業体の市場、競争相手、規制環境の解説を含む事業特性および事業の基本方針と戦略</li> <li>当該財務年度および将来に関する事業のパフォーマンスの成長</li> <li>事業体の長期的価値に影響を及ぼす資源、重要なリスクと不確実性および関係諸事項</li> <li>当該財務年度および将来に関する資本構造、資金に関する方針および対象、事業体の流動性を含む事業状況</li> </ul> <p>(OFR が含むべき情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連事項(事業活動が環境に与えるインパクト)</li> <li>雇用</li> <li>社会または地域社会問題</li> <li>事業上、契約約定にあるものまたはそれに相応するもの</li> <li>従業員の持ち株状況</li> <li>取締役が上記に相応すると考える事項</li> </ul>	
iii)ガイドライン上の規定	ガイドライン名称	OFR 作成ガイドランス(DTI)
	設置(改訂)年度	2005 年
	<p>作成する OFR は以下の事項に則っていなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度における、企業の(計画)策定と実績についての、バランスの取れた、包括的な分析であること。</li> <li>事業の規模や複雑度に合っていること。</li> <li>企業の(計画)策定、実績、状況を理解するために必要な、財務的な KPI を用いた分析がされていること。</li> <li>(場合によっては)企業の(計画)策定、実績、状況の理解に必要な、環境や従業員に関する情報を含む、非財務の KPI を用いた分析がされていること。</li> <li>(場合によっては)企業の年次決算に含まれる数値についての言及や、付加説明がされていること。</li> </ul>	
	ガイドライン名称	環境 KPI 報告ガイドライン(英国環境・食糧・地方開発省(DEFRA))
	設置(改訂)年度	2006 年 1 月
<p>(KPI の原則): <u>定量性</u> / <u>目的適合性</u> / <u>比較可能性</u></p> <p>(具体的な KPI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品とサプライ・チェーンに関する補足事項を考慮した上で、以下の事項を開示。</li> <li>大気への排出量</li> <li>水系への排出量</li> <li>土壌への排出量</li> <li>資源の利用</li> </ul>		

		・ (環境面での罰金の支出)
⑦対象事業者		ビジネス・レビューの開示義務は、小規模会社以外の会社。 非財務情報の開示義務は、上場会社(非財務的 KPI については非上場の大規模会社を含む)。
⑧監査の有無		取締役報告における情報に対し、財務諸表との整合性に関する監査を義務化している。
⑨罰則		民法上の罰則が適用される。
⑩参考		上妻義直「英国における会社法改革と OFR の制度化(上)」『企業会計 2005 Vol.57 No.9』中央経済社, pp115-121. 同「同(下)」『同 No.10』中央経済社, pp113-119. 同『環境報告書の保証』同文館出版, 2006 年 5 月. The Department of Trade and Industry in the United Kingdom, “Guidance on the changes to the Directors’ Report requirements in the Companies Act 1985 April and December 2005”, London, Feb. 2005 DTIウェブサイト( <a href="http://www.dti.gov.uk/files/file31529.doc">http://www.dti.gov.uk/files/file31529.doc</a> ) Accounting Standard Board ウェブサイト ( <a href="http://www.frc.org.uk/asb/press/pub1029.html">http://www.frc.org.uk/asb/press/pub1029.html</a> ) DEFRAウェブサイト ( <a href="http://www.defra.gov.uk/environment/business/envrp/index.htm#Intro">http://www.defra.gov.uk/environment/business/envrp/index.htm#Intro</a> ) 同上( <a href="http://www.defra.gov.uk/environment/business/envrp/index.htm#Intro">http://www.defra.gov.uk/environment/business/envrp/index.htm#Intro</a> ) 英国政府CSRウェブサイト ( <a href="http://www.CSR.gov.uk/environmentalreporting.shtml">http://www.CSR.gov.uk/environmentalreporting.shtml</a> ) 環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月 ( <a href="http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf">http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</a> ) 日本公認会計士協会「企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目に関する提言」について」『経営研究調査会研究報告第 28 号』, 2006 年 7 月 ( <a href="http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64">http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64</a> )

1.2.3.2 オランダ

①法律名	民法第 2 編第 9 章「財務諸表及び事業報告書」のうち「事業報告書」に関する開示規定(第 391 条第 1 項)				
②設置(改正)年度	2005 年 7 月				
③所管官庁	法務省・財務省				
④経緯	同規程は、会計法現代化指令の履行法として会計法である民法第 2 編 9 章を改正し設置された、年次報告書に開示すべき事業報告書(Jaarverslag)に関する規程である。同法は、2005 年 1 月 1 日以降に開始される会計年度から適用されている。				
⑤開示媒体	年次報告書中の「事業報告書」				
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人及び企業集団の期末状態、事業年度中の経過及び業績について、真実の映像(getrouw beeld)を提供する。</li> <li>法人及び企業集団の規模及び事業特性に応じて、期末状態、事業年度中の経過及び業績に関するバランスの取れた包括的分析を開示する。</li> <li>法人及び企業集団の経過、業績、期末状態を理解するのに必要な場合は、当該分析に環境及び従業員に関する事項を含む財務的・非財務的な業績指標も含む</li> <li>法人の直面する主要なリスク及び不確実性について記述する。</li> </ul>			
	ii)基準上の規定(会計ガイドラインであるが、監査や裁判で参照されることによって実質的な強制力がある)	<table border="1"> <tr> <td>基準名称</td> <td>事業報告書に関する会計指針(Richtjin 400)(第 117 項～第 123 項「CSR 側面の情報(informatie over aspecten maatschappelijk verantwoord ondernemen)」)</td> </tr> <tr> <td>設置(改訂)年度</td> <td>2005 年</td> </tr> </table> <p>Rivhtjin 400 は、「取締役報告書(directiverslag)に関する民法規定(民法第 2 編第 9 章第 391 条)を補完するための会計基準」であり、「開示または説明」原則(“pas toe of leg uit”-regel)を採用している。CSR 情報を開示しない場合はその理由の開示が求められる。</p> <p>(具体的な開示項目)</p> <p><b>【一般的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人が直面する主要な事業課題について(企業戦略の決定に与える影響、ステークホルダーの役割)</li> <li>経済・環境・社会的側面の相互作用関係</li> <li>製品・サービスのもつ社会的側面(安全性・品質等)</li> </ul> <p><b>【環境的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の管理</li> <li>資源の消費量(エネルギー、水、その他の資源)</li> <li>プロダクト・チェーンにおける影響</li> </ul> <p><b>【社会的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場の問題(雇用、労働条件、労働力市場および社会保障に関する人事方針、労使協議、従業員の経営参加、安全衛生、教育訓練、多様性、自己啓発の機会提供)</li> <li>人権(従業員の権利、児童労働・強制労働・差別撤廃に関する方針)</li> <li>誠実性(不正行為に関する方針)</li> </ul>	基準名称	事業報告書に関する会計指針(Richtjin 400)(第 117 項～第 123 項「CSR 側面の情報(informatie over aspecten maatschappelijk verantwoord ondernemen)」)	設置(改訂)年度
基準名称	事業報告書に関する会計指針(Richtjin 400)(第 117 項～第 123 項「CSR 側面の情報(informatie over aspecten maatschappelijk verantwoord ondernemen)」)				
設置(改訂)年度	2005 年				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会および社会的関与</li> </ul> <p>【経済的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動による経済的社会的貢献(納税等)</li> <li>・ ステークホルダーへの財務的貢献(付加価値配分等)</li> <li>・ 研究開発による知識の社会的創造と普及、研修等</li> </ul>
⑦対象事業者	<p>株式会社(NV)、有限会社(BV)、協同組合、相互保険会社、収益事業を営む財団等、特定のパートナーシップ等の法人(第360条)。</p> <p>ただし、小規模法人に対しては、年次事業報告の作成義務と監査義務の免除規定がある(第396条第6項)。また、会計法現代化指令における会計処理選択権を適用したため、中規模会社も非財務的KPIの開示は免除されている(第397条第7項)。</p>
⑧監査の有無	<p>事業報告書は、監査の対象であり、適法性と財務諸表との整合性について監査をすることが義務化されている(第393条第3項)。</p>
⑨罰則	<p>民法上の罰則が適用される。</p>
⑩参考	<p>上妻義直「EUにおける外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp.77-79。</p> <p>財務報告評議会 ウェブサイト(オランダ語) (<a href="http://www.rjnet.nl/Richtlijnen/Ontwerp-Richtlijnen/index.asp">http://www.rjnet.nl/Richtlijnen/Ontwerp-Richtlijnen/index.asp</a>)</p> <p>環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf">http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</a>)</p> <p>日本公認会計士協会「企業価値向上に関するKPIを中心としたCSR非財務情報項目に関する提言」について『経営研究調査会研究報告第28号』、2006年7月 (<a href="http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64">http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64</a>)</p> <p>EY アムステルダムウェブサイト(<a href="http://www.sney.com/pdf/nl2005_6.pdf">http://www.sney.com/pdf/nl2005_6.pdf</a>)</p>

①法律名		環境管理法(Wet milieubeheer )	
②設置(改正)年度		2001年	
③所管官庁		住宅・国土計画・環境省	
④経緯		1997年 環境管理法の制定	
		1998年 環境省令の公布	
		2001年 同法改正	
		2002年 同省令改正	
		2005年 一般公表用の環境報告書の廃止	
⑤開示媒体		環境報告書(一般公表用および政府提出用の2種類)	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該報告書は、オランダ語により作成され、報告年次の終了後3ヶ月以内に、政府機関に提出することが規定されている。政府機関は、受領した報告書の複写を検査官に送付する(第12.8条)。</li> <li>施設設置者が施設を組織としてEU環境管理・監査システム規則第6条に基づいて登録している、または同規則第7条第2号に定める登録組織リストに記載されている場合には、公共のために環境報告書を作成する義務は適用しない(第12.3条)。</li> </ul> <p>(具体的な開示内容:一般公表用(12.2条))※ただし、同法は会計法現代化指令の履行による民法第2編第391条の改正により、一般公表用の環境報告書の開示義務規定(12.2条)がすべて削除されたので、現在無効である。よって下記は参考情報として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の性質、および、施設における活動とプロセス</li> <li>関係する定量的データの要約を含む、施設で発生する環境に対する悪影響</li> <li>環境保全のために当該施設について、利用した技術上、組織上、および、管理上の措置ならびに設置された設備</li> <li>以上の事項について、前報告年次に関して、当該年次に生じた大きな変化</li> <li>当該報告書が、製品に関してとられる環境上の措置</li> </ul> <p>(具体的な開示内容:政府提出用(12.4条)) 別途省令により記載項目を定めるとしている(→環境省令)。</p>	
	ii)基準上の規定	基準名称	環境省令(Besluit milieuverslagleging)※ただし、同法は会計法現代化指令の履行による民法第2編第391条の改正により、削除されたので、現在無効である。よって下記は参考情報として記載する。
	設置(改訂)年度	1998年(2001年)	
		気候変動、酸性化、大気への拡散、地表水への拡散、富栄養化、排出、枯渇、土壌保全、騒音、悪臭、事業所外部の安全、環境管理、環境関連の状況変化、環境に関する許認可	

⑦対象事業者	施設が環境に重大な悪影響を与えるおそれがあり、州知事が、免許申請に関する決定を行う権限を付与されている施設、または移行期政府枠組法に定められるような地方公共団体の執行委員会が、免許申請に関する決定を行う権限を付与されている施設、または、前期の執行委員会が、かかる権限を付与した施設(第 12.1 条)
⑧監査の有無	施設設置者は、報告書が、当該施設により生じる環境汚染の状況、および、当該報告年次に当該施設を操業する際にとられた環境上の措置の状況を正しく示しているかどうかを、独立した専門家が評価できる(第 12.10 条)。
⑨罰則	確認できない。
⑩参考	松村弓彦 編著(2004)『オランダ環境法』国際比較環境法センター

### 1.2.3.3 スウェーデン

①法律名	年次計算書法(Årsredovisningslag)		
②設置(改正)年度	(1995 年(1997 年))		
③所管官庁	確認できない。		
④経緯	確認できない。		
⑤開示媒体	年次報告書		
⑥開示項目	<table border="1"> <tr> <td>i)法律上の規定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業報告(berättelsen)における環境影響に関する情報(空気、水の排出量や化学物質の使用量など)と、企業の状況や損益に重要となるその他の情報を営業報告として記載することを義務付けている。</li> <li>・ 許可義務に該当する企業の環境報告書の内容と同様、許可・届出義務もそれ自体、環境に対する影響に関する情報をどのような形で表現するかの指針となるものである。</li> <li>・ 環境情報の指標等の表現方法については、個別の許認可制度に委ねられている。</li> <li>・ その他に社会活動や雇用問題等の社会活動に関わる情報開示を求めている。</li> </ul> </td> </tr> </table>	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業報告(berättelsen)における環境影響に関する情報(空気、水の排出量や化学物質の使用量など)と、企業の状況や損益に重要となるその他の情報を営業報告として記載することを義務付けている。</li> <li>・ 許可義務に該当する企業の環境報告書の内容と同様、許可・届出義務もそれ自体、環境に対する影響に関する情報をどのような形で表現するかの指針となるものである。</li> <li>・ 環境情報の指標等の表現方法については、個別の許認可制度に委ねられている。</li> <li>・ その他に社会活動や雇用問題等の社会活動に関わる情報開示を求めている。</li> </ul>
i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業報告(berättelsen)における環境影響に関する情報(空気、水の排出量や化学物質の使用量など)と、企業の状況や損益に重要となるその他の情報を営業報告として記載することを義務付けている。</li> <li>・ 許可義務に該当する企業の環境報告書の内容と同様、許可・届出義務もそれ自体、環境に対する影響に関する情報をどのような形で表現するかの指針となるものである。</li> <li>・ 環境情報の指標等の表現方法については、個別の許認可制度に委ねられている。</li> <li>・ その他に社会活動や雇用問題等の社会活動に関わる情報開示を求めている。</li> </ul>		
⑦対象事業者	<p>スウェーデン国内の許認可が必要な企業(20,000 社以上)</p> <p>(具体的な事業者:以下の事業に従事しており、報告や操業許可を義務づけられているすべての事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の工場及び施設の建設又は操業、又はその他の環境に有害な活動</li> <li>・ 土壌、水系又は地下域への廃水の放流</li> <li>・ 固形廃棄物又は他の固形物の排出</li> <li>・ 製造又は処理工程において、環境に有害な活動やパラメータに関する微細ではない変化を与える修正</li> </ul>		
⑧監査の有無	年次財務報告書の会計監査の対象は、財務情報だけでなくすべての記載項目を含めるものとなっており、環境情報も監査の対象となっている。		
⑨罰則	環境情報の開示に特別の罰則規定はないが、年次財務報告書の提出は法的拘束力を伴うものであり、年次財務報告書の提出の遅延や虚偽報告に対しては罰金が課せられることが規定されている。		
⑩参考	環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月 ( <a href="http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf">http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</a> )		

①法律名	環境法 (Miljöbalk,)					
②設置(改正)年度	1998年					
③所管官庁	環境省					
④経緯	1998年 スウェーデン環境法が採択される 1999年1月 施行。					
⑤開示媒体	環境報告書					
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方当局への提出を義務化している。</li> </ul>				
	ii)省令上の規定	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>「環境法に基づく環境報告書」(Naturvårdsverkets föreskrifter om miljörapport för tillståndspliktiga miljöfarliga verksamheter; NFS 2000:13)」</td> </tr> <tr> <td>設置(改訂)年度</td> <td>2003年</td> </tr> </table>	名称	「環境法に基づく環境報告書」(Naturvårdsverkets föreskrifter om miljörapport för tillståndspliktiga miljöfarliga verksamheter; NFS 2000:13)」	設置(改訂)年度	2003年
		名称	「環境法に基づく環境報告書」(Naturvårdsverkets föreskrifter om miljörapport för tillståndspliktiga miljöfarliga verksamheter; NFS 2000:13)」			
		設置(改訂)年度	2003年			
<ul style="list-style-type: none"> <li>「人の健康を損ねる、もしくは、環境に影響を及ぼす可能性のある活動を続ける、もしくは方策を取る者は、そのような影響を食い止める、もしくはそれを妨ぐために、活動を計画しモニタリングしなければならない。そのような活動を続ける、もしくは方策を取るものは、自らのイニシアチブによる、または他の手段による調査を行うことによって、活動や方策の環境に及ぼす影響について、逐次情報を得なければならない。そのような活動を続けるものは、地方当局の要求に応じて、制御プログラムや改善策についての提案書を地方当局に提出しなければならない。政府、または政府に任命された地方当局は、管理規定を出すことがある。」(第26章19節)</li> </ul>						
<p>(具体的な開示内容(第26章20節))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境面で有害な活動であり、9章6節第1段落により許認可が必要な場合、担当者は活動を監督する地方当局に年次報告書を提出しなければならない。9章6節第2段落により許可を申請することを命じられている者に対しても適用される。</li> <li>環境報告書には、許認可の条件に適合するように取られた方策についての記述、および、これらの方策の結果についての記述が入っていなければならない。</li> <li>政府、または政府に任命された地方当局は、環境報告書に許認可の条件以外の側面も含めた、活動の環境に及ぼす影響についての記述を入れるように要求することもある。この規定の適用に関するその他の情報や、その情報の対象が求められることもある。</li> <li>活動について許認可が求められない場合でも、担当者は環境報告書の提出を求められることがある。</li> </ul>						
⑦対象事業者	地方当局の許認可が求められる各施設(第9章6節)					
⑧監査の有無	監査の対象ではない。					
⑨罰則	本規約の条項やそれに準じた規定に反し、意図的また過失に関わらず、通知書、情報の提出を怠る、若しくは申請手続きの許可の障壁となる誤った情報を提供する者は、「環境管理の妨害」の罪で2年以下の懲役に処される(第6部第29章5節)。また、必要な文書の提出漏れや誤った情報の提出、および必要な情報の記載漏れに関しては、「環境情報					

	不十分」の罪で罰金もしくは一年以下の懲役に処される(第6部第29章6節)。
⑩参考	Miljöinformation i fövaltningsberättelsen、1998 年 ( <a href="http://www.bfn.se/redovisning/bfn_u/bfn_u98_02.asp">http://www.bfn.se/redovisning/bfn_u/bfn_u98_02.asp</a> ) Miljöbalk (1998:808)、1998 年 ( <a href="http://www.notisum.se/rnp/SLS/LAG/19980808.HTM">http://www.notisum.se/rnp/SLS/LAG/19980808.HTM</a> ) 上記英訳( <a href="http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf">http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf</a> )

1.2.3.4

1.2.3.5デンマーク

①法律名	年次計算書法 (Årsregnskablov)		
②設置(改正)年度	2001 年		
③所管官庁	デンマーク商工企業庁		
④経緯	確認できない。		
⑤開示媒体	年次報告書(経営報告書 ledelsberetning)		
⑥開示項目	<table border="1"> <tr> <td>i)法律上の規定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社会的責任や、ノウハウ、雇用状況、環境問題、倫理的課題等に関する補足説明書(supplementary reports)は、一般的に受け入れられているガイドラインに従い、真実で公正でなければならない。また、これらの情報は、年次報告書に要求されるレベルと同程度の品質を要求される(第 14 条(1))。</li> <li>補足説明書の作成で用いられた手法や測定手法については、同報告中で開示しなければならない(第 14 条(2))。</li> <li>補足説明書に記載された情報に対する管理者のレビューおよび、企業が外部環境に与える影響と環境破壊を回避、減少、制限するための手法に関する記載が要求される。</li> </ul> </td> </tr> </table>	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社会的責任や、ノウハウ、雇用状況、環境問題、倫理的課題等に関する補足説明書(supplementary reports)は、一般的に受け入れられているガイドラインに従い、真実で公正でなければならない。また、これらの情報は、年次報告書に要求されるレベルと同程度の品質を要求される(第 14 条(1))。</li> <li>補足説明書の作成で用いられた手法や測定手法については、同報告中で開示しなければならない(第 14 条(2))。</li> <li>補足説明書に記載された情報に対する管理者のレビューおよび、企業が外部環境に与える影響と環境破壊を回避、減少、制限するための手法に関する記載が要求される。</li> </ul>
i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社会的責任や、ノウハウ、雇用状況、環境問題、倫理的課題等に関する補足説明書(supplementary reports)は、一般的に受け入れられているガイドラインに従い、真実で公正でなければならない。また、これらの情報は、年次報告書に要求されるレベルと同程度の品質を要求される(第 14 条(1))。</li> <li>補足説明書の作成で用いられた手法や測定手法については、同報告中で開示しなければならない(第 14 条(2))。</li> <li>補足説明書に記載された情報に対する管理者のレビューおよび、企業が外部環境に与える影響と環境破壊を回避、減少、制限するための手法に関する記載が要求される。</li> </ul>		
⑦対象事業者	環境情報開示が必要な企業は、クラス C およびクラス D に該当する企業。 クラス A(個人所有企業) クラス B(小規模企業) クラス C(大・中規模企業) クラス D(上場会社+国有企業)		
⑧監査の有無	経営報告書は監査対象である。CSR 情報は、任意の開示事項であるが、開示した場合、「真実・公正な概要」を要請されることとなり、経営者確認書(ledelsespåtegning)の対象となる。ただし、監査対象からは除かれている(第 135 条第 1 項)。		
⑨罰則	同法の規定違反に対しては、罰金規定を設置している(第 151 条(1)(2))。		
⑩参考	上妻義直「EU における外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp.73-74。 Danish Act on Commercial Enterprises・Presentation of Financial Statements, etc. (the Danish Financial Statements Act) ( <a href="http://www.eogs.dk/graphiCSRegnskab/Regnskabslov_en.html">http://www.eogs.dk/graphiCSRegnskab/Regnskabslov_en.html</a> )		

①法律名	環境計算書法((Lov nr.403 om udarbejdelse af grønne regnskabe)
------	---

②設置(改正)年度	1995年(2001年)	
③所管官庁	森林自然庁、商工企業庁(Erhvervs-og Selskabsstyrelsen)	
④経緯	確認できない。	
⑤開示媒体	環境計算書	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境計算書を、地方政府に提出し、地方政府が環境計算書について意見書を発行することを義務化している。地方政府は、企業の報告した環境データと許認可付与によって地方政府が把握している情報とが一致していることを確認し、その意見書において、この報告が受諾可能か又は間違っているか明記しなければならない。</li> <li>地方政府には、州(全国に13)とその他の地方自治体(全国に275)があるが、許認可の発行及び環境報告書の提出先は、規模の大きい施設は州、それ以外は地方自治体と分かれている。</li> <li>企業は、地方政府の意見書を含めた環境計算書を再度企業庁に提出することとなる。</li> <li>同法の適用対象企業は、商工企業局と森林自然庁の合議のもと、変更されることがある。</li> <li>開示義務内容は、製造過程において使用される汚染物質や当該物質が労働者の健康状態に与えるリスクなど、事業活動に関する環境関連の定量的情報等である。</li> </ul> <p>(具体的な開示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告企業の概要</li> <li>環境面での監督官庁(地域の審議会)</li> <li>産業セクター、主要な企業活動および Annex, cf. section 3, point 1.に記載されたリストでの位置</li> <li>その他の主要な企業活動に関する情報</li> <li>企業に付与された環境に関する認可に関する情報</li> <li>企業が認可された日時</li> <li>企業の主要な活動とそれに相応する活動を特徴づけるような、重要な資源とその質に関する指標および環境に関するパラメータ</li> </ul>
⑦対象事業者	製造(production)、加工(processing)、鉄の表面処理(surface treatment of iron)、鉄鋼(steel)、金属(metals)、木材及びプラスチック(wood and plastic)、鉱物油の抽出及び加工(extraction and processing of mineral oil)、鉱物油製品(mineral oil products)、天然ガス(natural gas)、化学製造(chemical production)、発電及び発熱(power and heat generation)、自動車レース場(motor racing tracks)、飛行場(airfields)に従事する事業者(付属文書)。	
⑧監査の有無	第三者による評価は、任意であるとされ、また評価基準も様々である。なお、同法は会計監査の対象とはされていない。	
⑨罰則	開示の遅延に対しては、1日につき2,000DKKの罰金が課される。	
⑩参考	「環境計算書法リスト掲載事業の環境計算書作成義務に関する通達(Bekendtgørelse om visse listevirksomheders pligt til at udarbejde grønt regnskab)	

1.2.3.7ドイツ

①法律名	商法(Handelsgesetzbuch、以下 HGB)第 289 条(および連結状況報告書に関する第 315 条)					
②設置(改正)年度	2004 年					
③所管官庁	連邦法務省、連邦財務省					
④経緯	<p>2004 年、EU 会計関連指令(国際会計基準適用命令、公正価値指令、規模基準値修正指令、現代化指令)の国内法への転換のため、「国際会計基準の導入及び決算書監査の質の確保に関する法律:会計法改革法」(BiReG)が成立した。</p> <p>BiReG では、前年度に連邦法務省と連邦財務省が共同で発表した「企業の清廉性および投資家保護の強化のための連邦政府の措置一覧」(「措置一覧」)の提案を具体化するための立法措置である。特に国際会計基準の適用に関し、BiReG では HGB、開示法、ならびに HGB 施行法などの法律の修正を指示する内容となっている。</p> <p>HGB 改正は、企業活動の経済的・社会的関連情報の記載を充実させることで、状況報告書の比較可能性を改善し、特に(投資に関する)意思決定に用いることを目的の一つとしている。「状況報告書の記載内容の拡充」という点に関して、第 289 条(および連結状況報告書に関する第 315 条)に重要な修正が加えられた。</p>					
⑤開示媒体	年次報告書(状況報告書、Lagebericht)					
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「営業経過または状況の理解にとって重要である限り、環境および従業員関連情報のような非財務的業績指標*が組入れられる」(HGB 第 289 条 1 項)</li> </ul> <p>*非財務的業績指標は、環境対応、従業員に関する事項、顧客層、研究開発分野、スポンサー、慈善事業への寄付等が想定されている。</p>				
	ii)基準上の規定	<table border="1"> <tr> <td>基準名称</td> <td>会計意見書(IDW RH HFA 1.007)</td> </tr> <tr> <td>設置(改訂年度)</td> <td>2005 年 2 月経済監査士協会[上妻義直1](IDW)</td> </tr> </table>	基準名称	会計意見書(IDW RH HFA 1.007)	設置(改訂年度)	2005 年 2 月経済監査士協会[上妻義直1](IDW)
		基準名称	会計意見書(IDW RH HFA 1.007)			
設置(改訂年度)	2005 年 2 月経済監査士協会[上妻義直1](IDW)					
<p>(KPI に関する規定中に定められた開示すべき適切なデータ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員情報(従業員数の変動、役員数、報酬構造、研修制度、内部人材の育成制度)</li> <li>環境情報(放出/排出物量、エネルギー消費量、環境監査の実施状況)</li> <li>その他(顧客の構成、顧客満足度、供給業者との関係、特許申請、製品の品質)</li> </ul>						
⑦対象事業者	大規模資本企業(第 267 条 3 項)					
⑧監査の有無	年次報告書の監査が義務付けられており、環境報告も監査対象とされている(第 321 条 a)					
⑨罰則	確認できない。					
⑩参考	<p>川口八洲雄『会計制度の統合戦略—EU とドイツの会計現代化』森山書店, 2005 年 7 月</p> <p>Federal Cabinet, “The Perspectives for Germany – Our Strategy for Sustainable Development”, Apr. 2002</p> <p>経済産業省 2005 年 10 月「知的資産経営の開示ガイドライン」 <a href="http://www.meti.go.jp/press/20051014003/3-guideline-set.pdf">http://www.meti.go.jp/press/20051014003/3-guideline-set.pdf</a></p> <p>環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005 年 3 月 <a href="http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf">http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</a></p>					

	日本公認会計士協会「企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目に関する提言」について」2006 年 7 月 <a href="http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64">http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64</a>
①備考	現在では EU 域内で国際会計基準の適用が推進されており、ドイツでも HGB 第 315 条 a(「連結決算書に対する国際会計基準適用条項」)の新設を通じて、国際会計基準への準拠が可能となっている。そのため、2005 年時点で HGB による開示を実施した企業は、ドイツの株価指数である DAX に組入れられた 30 銘柄、MDAX に組入れられた 50 銘柄、SDAX に組入れられた 50 銘柄、TecDAX に組入れられた 30 銘柄、のうち 9 銘柄のみであり、その他の企業は、国際会計基準による開示を実施している。

### 1.2.3.8 ノルウェー

①法律名	年次報告書法 (Lov om årsregnskap m.v)		
②設置(改正)年度	1998 年(2003 年)		
③所管官庁	FIN (Finansdepartementet)		
④経緯	確認できない。		
⑤開示媒体	年次報告書(財務報告・営業報告)		
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度の終わりから 6 ヶ月以内に年次財務報告書を作成することを義務化している。</li> <li>営業報告では、財務報告及び継続企業の公準をレビューすることとなっている。</li> <li>営業報告中の開示事項に「事業活動において、環境に影響を及ぼす可能性のある生産資源及び製品についての情報を提供しなければならない。事業活動の各側面における環境影響及び環境影響の可能性、さらに、環境への悪影響を防止又は削減するために実施又は計画されている取り組みの内容に関する情報が提供されなければならない。」と、環境情報を含むことを規定している。</li> <li>環境情報に関する詳細な記載項目は、後述する「営業報告の基準(ガイドライン)」(Foreløpig Norsk RegnskapsStandard Årsberetning (November 1999))において規定されている。</li> <li>また、社会性に関わる情報に関しても、「労働環境上の対策の実施に関する計画を含めた、労働環境に関する情報が提供されなければならない。病気、ケガ、及び事故による詳細な欠勤の状況は詳細に述べられなければならない。」と規定されている。</li> </ul>	
	ii)基準上の規定	基準名称	営業報告の基準(ガイドライン) (Foreløpig Norsk RegnskapsStandard Årsberetning) (ノルウェー会計基準委員会) (The Norwegian Accounting Standards Board)
		設置(改訂)年度	1999 年
		<ul style="list-style-type: none"> <li>同ガイドラインは、一般会計基準として位置づけられており、同ガイドラインにおける記載項目は、企業の環境保全活動の概要、環境パフォーマンス、および製品の環境影響の 3 つに分けることができる。</li> </ul>	

	<p>(具体的な記載事項)</p> <p><b>【外部環境に対する影響】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費するエネルギーおよび資源の種類と量</li> <li>・ 排出する汚染物質の種類と量。騒音、ダスト、振動も含むものとする。</li> <li>・ 埋め立て処分した物質、開放・閉鎖環境での一時保管物質、水系・海への排出物など、発生する、または保管する廃棄物の種類と量。</li> <li>・ 業務事故の危険性</li> <li>・ 輸送に関連する環境負荷</li> </ul> <p><b>【材料・製品を生産する企業に対して重要な情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品に含まれる健康・環境にとって有害な化学物質の種類と量</li> <li>・ 製品の使用後の段階で発生する廃棄物の種類と量</li> <li>・ 製品の使用による環境負荷。車両による燃料の消費といった他の製品の必要な使用も含まれるものとする。</li> </ul>
⑦対象事業者	民間および一部の公営企業
⑧監査の有無	環境および社会情報に関しては、法定監査の対象とされていない。
⑨罰則	年次報告書の提出は法的拘束力を伴い、提出が遅れた企業に対しては罰金が貸される。
⑩参考	<p>Skatteetaten ウェブサイト</p> <p><a href="http://www.skatteetaten.no/Templates/SKDMelding.aspx?id=6025&amp;epslanguage=EN">http://www.skatteetaten.no/Templates/SKDMelding.aspx?id=6025&amp;epslanguage=EN</a></p> <p>Lov om årsregnskap m.v. (regnskapsloven). ウェブサイト</p> <p><a href="http://www.lovdatab.no/all/nl-19980717-056.html">http://www.lovdatab.no/all/nl-19980717-056.html</a></p> <p>環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf">http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</a></p>

### 1.2.3.9 フランス

①法律名	商法(第 L225-102-1 条新経済規制法(Nouvelles Regulations Economique, NRE)により改正
②設置(改正)年度	2003 年
③所管官庁	確認できない。
④経緯	<p>2003 年 6 月 持続可能な発展に向けた全国レベルの戦略を採択し、国家戦略の推進の一環として、会社法を改正し、同法を制定。</p> <p>2004 年 12 月 会社法現代化指令の第 1 条第 14 項および第 2 条 10 項に、年次計算書類および連結計算書類に、必要に応じて環境や従業員等の非財務的性格に関する主要な業績指標を記載する要求事項が追求されたことを受け、2004 年 12 月 20 日付けで王令(Ordonnance no.2004-1382)の記載事項について規定する、商法典の第 225-100 条第 3 項を改正</p> <p>2005 年 1 月 新会社法の適用開始。</p>
⑤開示媒体	年次報告書

⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動の社会的・環境的影響に対する取り組み方法について、政令で定める情報を年次報告書に定めることとしている(商法第L225-102-2条第4項)。</li> <li>レポート作成のためのガイドラインはないものの、新経済規制法の付属文書として「調査に関する覚書/インパクトに関する調査報告書(La note de cadrage/ L' étude d' impact)」を有しているほか、労働基準に関しては、ILO の中核的宣言の参照を推奨している。</li> </ul>	
	ii)関連政令上の規定	政令名称	商事会社に関する政令
		設置(改訂)年度	1967年(2002年2月20日)
	(具体的な開示義務内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報(①水・原材料・エネルギーの消費量、環境に悪影響を与える大気・水・土壌への放出物で産業・環境省令の指定リストに記載されるもの、②生物学的バランス、自然環境、保護対象の動植物種に対する影響の削減対策、③企業の環境評価・証明手続き、④環境関連法令の遵守対策、⑤環境負荷の削減対策費、⑥社内で行われる環境マネジメント業務、当該業務を担う組織体制、環境リスクの削減対策、社外に影響を及ぼす環境汚染事故への対策、⑦環境リスクに対する引当金額・保証金額、⑧環境に関する裁判所命令の執行に伴って事業年度中に支払うこととなった賠償金額、⑨国外子会社の事業活動に関する上記①～⑥の全情報)</li> <li>社会情報(①従業員数、雇用状況、労務状況、報酬・昇給状況、機会均等、安全衛生、教育研修などの従業員情報、②下請依存状況、ILO 規定遵守状況などの公正取引関連情報、③地域配慮方針、地域貢献活動、海外事業の地域配慮方針などの地域社会関連情報、④社会貢献活動、社会活動団体との関係など、その他の社会情報)</li> </ul>	
⑦対象事業者	すべての上場企業(約1,000社)		
⑧監査の有無	会計監査役は、取締役報告書の環境情報・社会関連の情報につき、その正確性と財務諸表との整合性を検証する(商法第L225-235条第3段落)		
⑨罰則	確認できない。		
⑩参考	<p>上妻義直「EUにおける外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp.75-76.</p> <p>日本公認会計士協会「企業価値向上に関するKPIを中心としたCSR非財務情報項目に関する提言」について『経営研究調査会研究報告第28号』、2006年7月  <a href="http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64">http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64</a></p> <p>新経済規制法 (<a href="http://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdf">http://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdf</a>) (フランス語)</p>		

1.2.3.10 米国

①法律名		スーパーファンド法 <sup>4</sup> (「包括的環境対策・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act、以下 CERCLA)」と「スーパーファンド修正および再授權法(Superfund Amendments and Reauthorization、以下 SARA)」)	
②設置(改正)年度		1980年(CERCLA) 1986年(SARA)	
③所管官庁		環境保護庁	
④経緯		<p>1978年 ラブ・キャナル事件<sup>5</sup></p> <p>1980年 CERCLA 設置</p> <p>1986年 SARA 設置</p> <p>2001年6月 SFAS 第 143 号「資産除去債務の環境」の発行。有形長期資産の除却に関連する法的債務は、その公正価値を資産の取得日現在で負債として認識すると同時に、その金額を当該資産の帳簿価値に含めて資産計上し、資産の耐用年数にわたって減価償却することとなった(阪智香「北米における外部環境会計の展開」p117より抜粋)。</p> <p>2005年3月 FASB 解釈第 47 号の発行。この解釈では、公正価値が合理的に見積られる限り負債を認識することが求められるようになった(阪、「同書」p117より抜粋)。</p>	
⑤開示媒体		年次財務報告書	
⑥開示項目	i)指針上の規定	基準名称	FASB 解釈第 47 号「条件付資産除去債務の会計処理」(財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下 FASB))
		設置(改訂)年度	2005年3月
		<ul style="list-style-type: none"> <li>負債を負った時点で重要な情報が入手できない場合、143号第3段落は、負債の公正価値を見積もるための重要な情報が入手可能になった時初めて、負債を認識するよう、要求している。143号第22段落は、負債の公正価値が合理的に見積もれない場合、その旨と理由が開示されなければならないとしている。附則 A 事例 3 では、事業者が条件付資産除去債務の公正価値を合理的に見積もるための重要な情報を持っていない場合の解釈の適用について示している。附則 A 例 4 では、事業体が当初は条件付資産除去債務を合理的に見積もるための重要な情報を持っていないが、後になってそのような情報を得た場合の解釈の適用について示している(第6条)。</li> <li>この解釈は 2005年12月15日以降に終了する財務年度末までに有効にならなければならない(暦年を用いる企業は 2005年12月31日)。暫定的な財務情報の遡及的</li> </ul>	

<sup>4</sup> 土壌・地下水汚染の浄化責任と浄化費用の負担者を定める法律であり、厳格責任・無過失責任・連帯責任・遡及責任という特徴を持っており、浄化費用を負担することとなる潜在的責任当事者(Potential Responsible Parties)が広範に及ぶ。そのため、米国では、多くの企業で巨額の汚染修復費用や訴訟・損害賠償費用が発生し、財務会計上でもその会計処理を明らかにする必要がある(阪智香「北米における外部環境会計の展開」pp109-110より抜粋)。

<sup>5</sup> 1978年に米国ナイアガラ滝近くのラブキャナル運河(ニューヨーク州)で起きた有害化学物質による汚染事件のこと。投機された化学物質による水質汚染や土壌汚染の被害により、地域住民が深刻な健康被害にあっていることが明らかになり、スーパーファンド法を設置する契機となった。

	<p>な適用は認められるが、義務付けられてはいない。この解釈の早期適用は奨励されている(第8条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>FASB は上記に関する具体的な開示事例として、下記の事例をあげている。</li> </ul> <p>&lt;附則 A 例 4、A11&gt;</p> <p>事業体がアスベストを含む工場を買収するに際して、当該工場の大規模な修復や解体をする場合には、指定された方法によるアスベストの処理または廃棄を義務化する規制は整備されているので、それに準じた対応をする。当該工場の大規模な修復や解体をしない場合は、事業体は特にアスベストを工場から除去する必要はない。事業者は、将来、当該工場を解体、売却、廃棄等の取り扱いをすることができる。</p> <p>買収時点での工場の売主および買主の双方の共通認識として、①工場の債務決済日が未確定である、②債務の移転を実際に取り扱う市場はない、③期待価値の換算のために利用する重要情報が存在しないことが挙げられる。そのためこの時点では、工場の購入価格に債務の公正価値が反映されているとは限らない。</p> <p>買収から 10 年後、事業者体は工場で製造された製品需要の変化を基盤とした追加的な情報を獲得する。同時に事業者は決済日の可能性の範囲と決済手段の可能性の範囲、および決済日と決済手法の可能性に関連した状況を見積もるための情報を獲得する。そのため、この時点で事業体は期待価値の換算を用いてアスベストの特殊な扱いのための債務の公正価値を見積もることが可能となる。</p> <p>&lt;附則例 4、A13&gt;</p> <p>この例において、資産除却債務は、事業者が工場を買収するときには認識されない。なぜなら、事業者は債務の公正価値を見積もるための重要な情報を得ていないからである。事業者は、(a)債務の説明、(b)公正価値が合理的に見積もることができないため負債は認識されないという事実、および(c)なぜ公正価値が合理的に見積もることができないかの理由、を開示する。資産除去債務は、買収日の 10 年後に資産除去債務の公正価値を見積もるための重要な情報を得ることにより、事業者によって認識される。</p>
⑦対象事業者	米国の証券市場に上場している企業
⑧監査の有無	年次報告書は財務監査の対象である。
⑨罰則	確認できない。
⑩参考	FASBウェブサイト( <a href="http://www.fasb.org/st/">http://www.fasb.org/st/</a> ) 環境保護庁ウェブサイト( <a href="http://www.epa.gov/superfund/">http://www.epa.gov/superfund/</a> ) 阪智香「北米における外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp108-130.

①法律名	緊急対処計画および地域住民の知る権利法 (EPCRA)
②設置(改正)年度	1986 年
③所管官庁	環境保護庁
④経緯	詳細は確認できない。
⑤開示媒体	この条項において必要とされる放出承諾書(release form)は、連邦政府、州、地方自治体および、同法の対象となる施設の周辺の地域住民を含む一般の人々へ情報を提供することを

		<p>目的としている。放出承諾書(release form)は、環境に対する有毒化学物質の放出について人々に情報を与えるため、政府機関、研究者と研究やデータを集める人を支援するため、適切な規則、ガイドライン、基準の開発を助けるため、および、他の同様な目的のために、入手可能でなければならない。また、同法 11044(a)に一致していなければならない(11023 節(h))。</p>
⑥開示項目	i)法律上の規定	<p>(具体的な開示情報)(11023 節(g))</p> <p>(1)必要とされる情報</p> <p>管理者は同項の対象となる施設について、1987年6月1日までに、一定の有害化学物質放出承諾書を公表しなければならない。もし管理者がこのような承諾書を公表しなければ、同項の要求の対象となっている施設の所有者と担当者は、承諾書の締切日以前の消印のある書面により以下に求められる情報を提供しなければならない。</p> <p>この書面には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の名称、所在地、施設での主たる事業活動を記載しなければならない。</li> <li>・ 報告書の正確性と完全性に関して、報告書を完成させる人もしくは人々に対して管理責任のある上長の署名を受けた、適切な証明書を含めなければならない。</li> <li>・ 施設に存在することが自明であるとリストに上げられたそれぞれの有毒化学物質について、以下のそれぞれの項目についての情報の提供がなされなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設にある有毒化学物質が製造されている、加工されている、または、用いられているかどうか、および、一般的な分類または化学物質の使用上の分類。</li> <li>* 前暦年における施設に存在する有毒化学物質(ある範囲内の)最大量の見積もり</li> <li>* 廃棄物の流れについて、用いられている廃棄物処理、または、処分法および、主にそのような廃棄物の流れの方法によって達成された処理効率の見積もり</li> <li>* 環境媒体に放出される有毒化学物質の年間量</li> </ul> </li> </ul> <p>(2)入手可能なデータの使用</p> <p>同項で求められる情報を提供するために、施設の所有者もしくは担当者は法律の他の規定に準じて集められたすぐに入手可能なデータ(モニタリングのデータを含む)を使用する。そのようなデータがすぐに入手可能でない場合は、関係する量の妥当な見積りを使用することもある</p>
⑦対象事業者		<p>(法律の対象となる施設の所有者および担当者)(11023 節(b))</p> <p>同項の要求事項は、10人以上の常勤従業員がおり、(1985年7月1日に有効となった)「業種別基準」20項39にあたり、(c)小区分で設定された有毒化学物質の量を超えて、(f)同項で放出承諾書が必要とされている暦年において、小区分にリストされた有毒化学物質を製造、加工、または、用いる施設の所有者および担当者に適用されなければならない。</p>
⑧監査の有無		<p>同項では、モニタリング、および、量、濃度の測定、法律や規則の他の規定でモニタリングや測定が要求される有毒化学物質が環境に放出される頻度については特に規定していない。</p>
⑨罰則		<p>確認できない。</p>
⑩参考		<p>環境保護庁ウェブサイト <a href="http://www.epa.gov/region5/defs/html/epcra.htm">http://www.epa.gov/region5/defs/html/epcra.htm</a></p> <p>EPCRA 全文</p> <p>(<a href="http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode42/usc_sup_01_42_10_116.html">http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode42/usc_sup_01_42_10_116.html</a>)</p>

1.2.3.11 カナダ

①法律名	公共への説明責任に関する報告書に関する規制 (Public Accountability Statement)	
②設置(改正)年度	2002年	
③所管官庁	法務省	
④経緯	確認できない。	
⑤開示媒体	「公共への説明責任に関する報告書」(Public Accountability Statement 以下、PAS 報告書)	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済と社会に対する貢献に関する情報を公開することを目的とした PAS 報告書を会計年度末より 135 日以内に作成し、発行することを義務化。</li> <li>・ カナダの金融機関では、同規制を受けて「持続可能性報告書」に PAS を含めた形態をとる場合が多く見られる。</li> </ul> <p>(具体的な開示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該金融機関が地域社会の発展のためのプロジェクトに関わった詳細な事例</li> <li>・ 当該金融機関の慈善寄付の事例とその合計金額(ドル貨)、および他の慈善活動</li> <li>・ 従業員が地域社会発展目的で当該金融機関の代表として行ったボランティア活動の説明</li> <li>・ 借り入れによる資金調達に関してカナダ企業に(貸付を)認めた金額合計の詳しい報告。ドル貨金額は規定された貸付額の大きさ別、州または行政区別に分けること。この報告には貸付を許可した企業の数を必ず記載しなくてはならない。</li> <li>・ 低所得者や高齢者、障害者が銀行業務サービスを受けるための手段を改善するためのイニシアチブに関する概要</li> <li>・ 預金受託機関について年間を通して開店・閉店した支店の住所(州別)</li> <li>・ 当該金融機関が各州で雇用している正規職員およびパート職員の合計数</li> <li>・ 連邦政府および州政府に納付した税金の合計額</li> <li>・ 零細企業の貸付やマイクロクレジット・プログラムへの投資や提携のために着手した新たなイニシアチブまたは助成プログラムについての情報</li> <li>・ 「公共への説明責任に関する報告書」に記載されている系列機関の一覧</li> </ul>
⑦対象事業者	純資産額が 10 億ドル以上の銀行や保険会社などの金融機関	
⑧監査の有無	確認できない。	
⑨罰則	確認できない。	
⑩参考	カナダ法務省ウェブサイト( <a href="http://laws.justice.gc.ca/en/showdoc/cr/sor-2002-133///en?page=1">http://laws.justice.gc.ca/en/showdoc/cr/sor-2002-133///en?page=1</a> )	

①法律名	「カナダにおける企業の持続可能性報告ツールキット」(Canadian Corporate Sustainability Reporting Toolkit)	
②設置(改正)年度	2003年	
③所管官庁	政府	
④経緯	確認できない。	
⑤開示媒体	持続可能性報告書	

⑥開示項目	i)ガイドライン上の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>カナダでは政府により、自主的な環境報告書の取り組みが推奨されている。同ガイドラインは、持続可能性報告書の開示内容に関する指針および報告書の作成方法について統一的な基準として普及している。</li> </ul> <p>(具体的な開示事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業情報</li> <li>報告の範囲</li> <li>実績のハイライト</li> <li>取締役の宣誓</li> <li>ガバナンスおよびマネジメントに関する構造および体制</li> <li>ステークホルダー・エンゲージメント</li> <li>実績(経済面、環境面、社会面、および財政面)</li> </ul>
⑦対象事業者	企業	
⑧監査の有無	環境報告書の第三者評価および保証に関しては、それらが報告書の信頼を高めるとしているものの、実際の採用は企業の判断によるとしている。	
⑨罰則	自主的取り組みであるため罰則の対象ではない。	
⑩参考	Sustainability Reporting Toolkit, Government of Canada ウェブサイト ( <a href="http://www.cbsc.org/servlet/ContentServer?pagename=CBSC_FE%2Fdisplay&amp;lang=en&amp;cid=1081944219754&amp;c=Services">http://www.cbsc.org/servlet/ContentServer?pagename=CBSC_FE%2Fdisplay&amp;lang=en&amp;cid=1081944219754&amp;c=Services</a> )	

1.2.3.12 オーストラリア

①法律名	会社法(Corporations Act)	
②設置(改正)年度	2001年	
③所管官庁	オーストラリア証券投資委員会(ASIC)	
④経緯	<p>2001年 会社法の改正。</p> <p>2002年12月 オーストラリア証券投資委員会のディスカッションレポートの発行。</p> <p>2003年9月 ガイドラインの原案の公表。幅広いステークホルダーとの協議の実施。</p> <p>2003年 ガイドラインを公表。</p>	
⑤開示媒体	投資商品の商品目論見書	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<p>同法は、企業や登録された投資スキーム、証券公開企業の営業報告書において、活動に係る環境法規制がある場合に、法規制に係る企業の詳細なパフォーマンスの開示を義務付けている。さらに同法では、投資を含む金融商品を提供している企業に対して、目論見書において、投資の選別、保有、売却において考慮している労働基準、環境、社会、または倫理的配慮の範囲を記載することを義務付けている。</p> <p>目論見書における記載内容に関しては、同法 1013D「商品目論見書の内容—主な要件(1)」に、投資の選別、保有、売却において考慮している労働基準、環境、社会または倫理的配慮の範囲と定められている。また、同法 1013DA「倫理的配慮に関する情報」にて ASIC が、公表している、投資の選別、保有、売却において労働基準、環境、社会、または倫理的配慮の開示のためのガイドラインを参考にすることが推奨されている。</p>
	ii)基準上の	<p>基準名称 「ASIC1013DA 開示ガイドライン」(ASIC Section 1013DA Disclosure</p>

	規定	Guidelines, Australian Securities and Investments Commission) (オーストラリア証券投資委員会)
	設置(改訂)年度	2003年
		(具体的な開示内容、1.16～1.26) <ul style="list-style-type: none"> <li>投資の選別、保有、売却において、労働基準、環境、社会、倫理的配慮の考慮の有無および程度。考慮を投資に反映させる手順、重要度をつけるためのシステム、モニタリング、見直し状況。</li> <li>労働基準、環境、社会、倫理的配慮を考慮に入れない場合は、その旨の開示</li> <li>投資の選別、保有、売却において、労働基準、環境、社会、倫理的配慮を考慮に入れている旨を記載する場合、それらの基準や配慮が何であるかについての情報(1.19)。</li> <li>商品提供者が、何を労働基準、環境、社会、倫理的配慮とみなすかについて一定の見解を持っていない場合、その旨の明記(1.20)</li> </ul>
⑦対象事業者		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業や登録された投資スキーム、証券公開企業の営業報告書において、活動に係る環境法規制がある場合</li> <li>投資を含む金融商品を提供している企業</li> </ul>
⑧監査の有無		監査の対象ではない。
⑨罰則		確認できない。
⑩参考		オーストラリア証券投資委員会ウェブサイト( <a href="http://www.asic.gov.au/asic/asic.nsf">http://www.asic.gov.au/asic/asic.nsf</a> ) ComLaw Act Complaitions ウェブサイト( <a href="http://www.comlaw.gov.au/">http://www.comlaw.gov.au/</a> ) ASIC guidelines <a href="http://www.asic.gov.au/asic/pdflib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguideline_s.pdf/\$file/s1013DA_finalguidelines.pdf">http://www.asic.gov.au/asic/pdflib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguideline_s.pdf/\$file/s1013DA_finalguidelines.pdf</a>

①ガイドライン名	オーストラリアにおけるトリプル・ボトム・ライン報告書(Triple Bottom Line Reporting in Australia)
②設置(改正)年度	2003年
③所管官庁	環境・自然／文化遺産省
④経緯	<p>ハワード政権下の環境・自然/文化遺産省(Environment Australia)により、オーストラリアの公共への環境報告書およびトリプル・ボトム・ライン報告書(TBL 報告書)を推進させる取り組みの一環として、「オーストラリアの TBL 報告書 - 環境指標に対する報告書の手引き」が作成された。同手引きは従来の手引き書に、GRI ガイドラインの要素を付け加え、企業による環境に配慮したパフォーマンスの強化および報告の取り組み支援を作成目的としており、組織による自主的な非財務情報の開示支援ツールとして発行された。同手引書は、オーストラリアの企業が主要な環境指標に照らしてパフォーマンスの測定をする際に具体的で使いやすいツールとして提供されている。</p> <p>オーストラリアでは、近年、「公共への環境報告のためのフレームワーク - オーストラリアのアプローチ」等の主要な出版物の配布や企業との連携により、環境報告書を発行する企業が着実に増えてきている。1993年には1社だけだったのが、2003年には約100社にまで増えている。</p>

⑤開示媒体	環境報告書および TBL 報告書
⑥開示項目	i)法律上の規定 環境管理指標および環境パフォーマンス指標
⑦対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の環境パフォーマンスを改善させることを望む企業、コミュニティと政府の管理者。</li> <li>・ 同ガイドラインは、全てのセクターに広く適用可能であり、特に初めて TBL 報告書を発表することを望む組織に対し有用である。</li> <li>・ 報告者の作成経験が豊富な組織や、環境パフォーマンス報告書を単独で発表する組織に対しても有用である。</li> <li>・ 組織が環境報告書に対して異なる優先順位や方法を持つため、同ガイドラインでは、広範囲のニーズに適合するようさまざまな指標や情報を提示している。</li> </ul>
⑧監査の有無	義務化はされていないが、監査法人やコンサルタント企業による独立した第三者の検証および環境報告書の保証を受けることが推奨されている。
⑨罰則	自主的取り組みであるため罰則規定はない。
⑩参考	オーストラリア政府ウェブサイト <a href="http://www.environment.gov.au/settlements/industry/finance/publications/indicators/index.html">http://www.environment.gov.au/settlements/industry/finance/publications/indicators/index.html</a>

### 1.3 社会的責任購入の促進策

#### 1.3.1 社会的責任購入に対する諸外国の促進策

社会的責任購入は、製品の製造プロセスあるいはサービスが市場に流通するプロセスにおいて社会的責任を果たしていることを製品情報として記載した製品を購入する購買活動をいう。現在、市場でみられるラベルは、①製造過程における環境へのケアに対する認証(エコ・ラベル)、②雇用状況や地域開発などの製造企業の社会性に対する認証(社会ラベル、エシカル・トレード・ラベル)、③フェア・トレードによる製品であることの認証(フェア・トレード・ラベル)の3つに分類できる。

エコ製品とは、製品の製造過程、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ない商品または、当該商品の利用により、環境への負荷が低減できるなど、環境保全に効果的な商品の総称である。また、フェア・トレード製品とは、途上国における公平な貿易や持続可能な発展に貢献することを目的に、途上国市場において公正な価格と継続的な収入が保証された、途上国で生産される製品をいう。

フェア・トレード市場は、2004年未現在、中南米、アフリカ、アジアの原産国50カ国以上、433生産組合、約100万世帯の農民が参加しており、生産者の受ける利益は年間60億円以上であるといわれている。フェア・トレード製品が流通する先進国は、欧州ほぼ全域、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど20カ国であるといわれており、なかでも米国、スウェーデン、フランスでのフェア・トレード市場の拡大は著しい。最大のフェア・トレード市場は英国と米国であり、両国で約900億円のフェア・トレード・ラベル製品が販売されている<sup>6</sup>。

エシカル・トレード製品は、行動規範を伴うコンプライアンスやサプライ・サプライ・チェーン・マネジメントなどの企業活動を評価し、倫理的、環境的、社会的責任を促進する製品の売買をいう。これらの製品は、それが環境や公正取引、倫理のそれぞれの基準をクリアしていることを表示するためのラベルが製品に表示されていることが多い。

エコ製品やフェア・トレード製品、エシカル・トレード製品などの認証ラベルは、当該製造企業や産業セクター、NGO、政府などの独立した第三者機関など、多様な媒体により発行されている。繊維など限定的な産業においてのみ適用されるラベルもある。そのため、より透明性が高く、正確で、信頼でき、公正で、実現可能なガイドラインの構築が至急の課題とされている。また、ガイドラインの基準に合格した製品には、基準を遵守していることを表示するラベリング制度の統一的な基準が

---

<sup>6</sup> 特定非営利法人フェア・トレードジャパン ウェブサイト([http://www.fairtrade-jp.org/About\\_Fairtrade/About\\_Fairtrade.html](http://www.fairtrade-jp.org/About_Fairtrade/About_Fairtrade.html))

求められている。そのため、諸外国の社会的責任購入の促進策の第一は、統一的で合理的、透明性の高いラベリング制度の基準の構築であった。以下に諸外国におけるラベリング制度の取り組みについて紹介する。

### 1.3.2 各国政府によるエコ・ラベルの取り組み

エコ・ラベルは、1978年に旧西ドイツで始まった「ブルー・エンジェル」が始まりであるといわれている。その後、1990年7月に旧西ドイツが主催してベルリンで開かれた、「環境保護ラベルに関する国際会議」において、「環境保護ラベルに関するベルリン声明」が出され、各国間の情報交換を進められていくことになった。現在では、国際標準化機構のISO 14020によって、環境ラベルについての運用規定が定められている。また、ISOによるラベリング制度は、第三者認証による環境ラベルの「タイプⅠ」(ISO14024)、事業者の自己宣言による環境主張を示す「タイプⅡ」(ISO14021)、製品の環境負荷の定量的データを表示しており、合格・不合格の判断を含まない「タイプⅢ」(TR14025)の3タイプの規格が設定されている。

環境ラベルは、各国が固有のラベルを発行しており、それぞれが環境ラベルに関する国際ネットワークであるGEN(Global Ecolabelling Network)に登録することで、国家間の互換性を担保している。GENの加盟に際しては、以下の10条件を充足することが要求される<sup>7</sup>。

- ① 自主的な制度であること
- ② 非営利団体によって運営されていること
- ③ 商業上の利益から独立していること
- ④ 資金源が利害の衝突を生むものではないこと
- ⑤ 利害関係者との協議を行うこと
- ⑥ ロゴが法的に保護されていること
- ⑦ ライフサイクルを考慮して認定基準が策定されていること
- ⑧ すべての国の潜在的な申請者に対して開かれていること
- ⑨ 認定基準のレベルが環境負荷の低減に資する物品・サービスの生産及び利用を促進するのにふさわしい程度であること
- ⑩ 技術及び市場の状況を考慮し、認定基準及び商品類型について定期的な見直し

---

<sup>7</sup> 環境省ウェブサイト訳(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)より転載。

を行うこと

なお、現在 GEN に登録を行っている、各国のエコ・ラベルは以下のとおりである（「」内はラベルの名称）：オーストラリア、カナダ「環境チョイスプログラム」、クロアチア、チェコ、ドイツ「ブルー・エンジェル」、スペイン、北欧「ノルディック・スワン」、スウェーデン、米国「グリーン・シール」。

#### 参照 URL

環境省環境ラベル等データベース

([http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01\\_02.html](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_02.html))

ドイツ「ブルー・エンジェル」ウェブサイト([http://www.blauer-engel.de/englisch/navigation/body\\_blauer\\_engel.htm](http://www.blauer-engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm))

#### 1.3.3 各国政府による社会ラベルの取り組み

EU では、オーストリア、ベルギー、デンマーク、アイルランド、英国の 5 カ国で、政府による社会ラベルが発行されている。社会ラベルは、①「製品そのものの製造過程における企業の社会的責任に関するコミットメント」を表示するものと、②「製品企業の社会的責任に関するコミットメント」を表示するものがある。

①「製品そのものの製造過程における企業の社会的責任に関するコミットメント」を表示するラベルの具体例としては、ベルギー政府の取り組みをあげることができる。ベルギー政府は、2001 年に企業に対し製品の製造過程において ILO の中核宣言の遵守を保証するラベルを付与する法案を可決した。ラベルは、政府、社会的パートナー、消費者、NGO の代表からなる社会責任製品委員会 (Committee for Socially Responsible Production) の見解に基づき、最大 3 年間許可される。当該委員会は、企業の統制プログラムを作成した。当該プログラムに則り、経済産業省が認可した検査団体がコンプライアンスの遵守状況に関する監視を行っている。自社の製品に対しラベルの認可を希望する会社は、サプライヤーと製造に直接的に関わった下請け業者に関するすべての情報を提示し、製品と同様、サプライヤーと下請け業者もまた ILO の中核宣言を遵守していることを証明することが求められる。検査団体に対しては、ステークホルダーから構成される委員会による報告書（労働者や責任者へのインタビュー、会社への訪問、地元の組織からの情報などに基づき）の作成が義務付けられている。毎年、経済問題担当省は議会にラベルの履行に関する報告書を公開する。

一方、②の「製造企業の社会的責任に対するコミットメント」を表示するラベルの具体的な事例と

しては、デンマーク政府の取り組みをあげることができる。後述(1.6 普及・啓発活動、キャパシテ  
ィ・ビルディング)する、デンマークの「社会責任指標」(Social Index)は、企業の社会的責任への  
コミットメントの度合いを測るマネジメントの自己評価のツールである。それと同時に、自己評価の  
結果、60 点以上のスコアを獲得した企業は、自社の報告書や製品につけることのできる社会ラベ  
ルを使うことが認可される。ただし、社会的指標は、外部に対する企業の社会的責任へのコミットメ  
ントを判断するツールでもあるため、企業が採点したスコアに対しては、公平な監査人から、当該  
数値の正当性や信頼性に関する監査が行われる。

その他にも、ドイツでは、家庭に優しいと判断される企業に対し、連邦社会保障省から、「家庭と  
職業」(Familie & Beruf)に関する証明書が与えられている。デンマークでは、政府が承認した外  
部の監査人による監査の結果、一定程度の評価を取得した企業に対して、政府から最大 3 年間  
有効な認定ラベルの認可制度を設置している。また、アイルランドでは、人的資源の政策と実践と  
いう視点から、適切であると判断された企業に対しては、政府機関による評価および認可がされる。  
さらに、イタリアのエミリアロマーニャ地方は製品の質の基準のみならず責任基準も含めた社会品  
質ラベルを発行している。ラベルは、労働組合、雇用者連合、公務員、ボランティア団体に知識人  
から成る多数のステークホルダーによる基金(Istituto per il Lavoro)で運営されている。今後は、  
様々なスキーム、例えば SA8000、ISO14000、EMAS、エコ・ラベル、OHSAS18001 などを統合す  
ることを模索している。

<ドイツ Familie & Beruf>

①法律名	「従業員の家族と専門的キャリアのための監査」イニシアチブ(Familie & Beruf Audit)	
②設置(改正)年度	1998 年	
③所管官庁	社会問題担当省	
④経緯	1995 年、非営利団体 Hertie-Stiftung は、家庭にやさしい企業の政策の状況と利点を調べるべく、まだ途中の研究および経験に基づいた事例を提示した。これらの調査の結果は、監査の開発のために、「従業員の家族と専門的キャリア」の必要条件を導き出した。監査により、多数の企業における三年間のパイロット・プロジェクトの枠組みにおいて、「従業員の家族と専門的キャリア」は市場性が高く、効率が良いことが明らかになった後、非営利団体 Hertie-Stiftung は、1998 年に、「従業員の家族と専門的キャリア公益事業体」(berufundfamilie gGmbH)を設立した。	
⑤開示媒体	開示の対象ではない。	
⑥監査項目	i)ガイドライン上の規定	家族を意識した人事政策における生産的配置換えを最善にすることを保証するために、gGmbH は次のような行動をあげている。 1998年 ドイツと他国における、職業と家族の両立についての系統立った発見事項の抽

	出と分析 1999年 家族を意識した人事政策から発生した、全体的な戦略の認識を分離測定する方法 2000年 企業家を対象とした研修イベント 2001年 企業、同僚、家族に対する調査の実施 2002年 情報交換グループの組織化 2003年 企業と地域の協力の支援 2004年 会議、品評会、企業内イベントにおける広報活動、情報公開
⑦対象事業者	ドイツ企業
⑧監査の有無	「Familie & Beruf」が認定した外部監査人による監査を受けることとなる。監査が終了すると企業は3年間有効な認定書を授与されることとなる。
⑨罰則	罰則規定はない。
⑩参考	Beruf & Familie ウェブサイト ( <a href="http://www.beruf-und-familie.de/index.php">http://www.beruf-und-familie.de/index.php</a> ) (ドイツ語)

<デンマーク 社会的責任指標>

①名称	社会的責任指標 (Social Index)
②設置年度	2000年
③策定組織	社会問題担当省により設置されたが、現在では、雇用問題担当省の管轄下にある。
④概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的責任指標は、会社の従業員と外部のステークホルダーに対する社会的責任へのコミットメントおよびこれらに対する企業の方針という視点から、企業の社会的責任へのコミットメントの度合いを0～100点の間で測るマネジメントの自己評価のツールである。</li> <li>企業は、従業員へのインタビューの結果から、自社のCSRについて採点を行う。採点の公正性や正確性に関しては、政府に承認された外部の監査人により監査が行われることで担保している。</li> <li>監査の結果、60点以上の高得点を取得した企業に対しては、最大3年間有効な認定ラベルの使用が認可される制度を設置している。</li> <li>同ガイドラインは、2001年8月に社会問題担当相により公表された社会的倫理的報告書のためのガイドラインの補完的な指標として発行された。ただし、現在国内で同ガイドラインおよび指標に関する活動は活発であるとはいえず、一般に普及していない(EYデンマーク調査より)。</li> </ul>
⑤対象分野	CSR全般
⑥参照URL	Social Index ウェブサイト ( <a href="http://www.detsocialeindeks.dk/extweb/dsi/dsi.nsf/DocNo/eng-05-01-01">http://www.detsocialeindeks.dk/extweb/dsi/dsi.nsf/DocNo/eng-05-01-01</a> )

1.3.4 フェア・トレード・ラベルにおける関連団体の取り組み

フェア・トレード・ラベルに関して、政府が公式に発行している事実は確認できない。フェア・トレード・ラベルの認証は、生産地である途上国および消費地である先進国において作成されている。